

那賀町

第2次教育振興計画

令和8年度～令和12年度(後期計画)

令和8年3月

徳島県 那賀町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の構成	2
4. 計画の期間	2
5. 計画の背景	3
6. 持続可能な社会の実現に向けて	5
第2章 本町の現状と課題	6
1. 本町を取り巻く社会環境	6
2. 本町を取り巻く教育環境	11
3. アンケート調査結果からみえる本町の課題	15
第3章 本町の目指す教育	29
1. 町の教育理念	29
2. 基本目標	30
3. 施策体系	31
第4章 基本施策	32
目標1 想像力を育み、新たな価値を創造する～家庭×地域～	32
目標2 自らの学ぶ力で、新しい一歩を切り拓く～子ども×未来～	39
目標3 知って、感じて、伝える力で、地域が輝く～文化×機会～	49
第5章 推進体制	59
1. 全町による施策の推進	59
2. 評価の実施・計画の見直し	59
3. 学校・家庭・地域の協力と連携	59
資料編	60

第1章

計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

那賀町(以下「本町」という。)では、令和3年3月に「那賀町第2次教育振興計画」を策定し、「新しい時代に対応した、『なか』の人たちの可能性を引き出す学びの実現」を基本理念として、教育の向上に取り組んできました。このたび、前期計画が令和7年度末をもって期間終了となることから、その後を担う後期計画として、「那賀町第2次教育振興計画(後期計画)」(以下「本計画」という。)を策定します。

現代は「VUCA¹」の時代とも言われているように、急速な技術革新によるICTの進化やグローバル化の進展、少子高齢化による人口構造の変化等、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。それに伴い、教育の在り方についても時代に応じた変革が求められています。

令和5年6月には、国の教育施策の在り方を示す「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。この計画では、総括的な基本方針・コンセプトとして、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が掲げられています。これを受けて、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と、学校ならではの「協働的な学び」の一体的な充実、ICTの活用による教育環境の整備などが重要な課題とされました。

こうした社会全体の変化を踏まえ、子どもから大人まですべての人が、人生を豊かに生き抜くために必要な力を身に付ける上で、教育の果たすべき役割がこれまで以上に重要となっています。本計画を教育行政の指針とし、本町における教育施策の推進を図ります。

2. 計画の性格

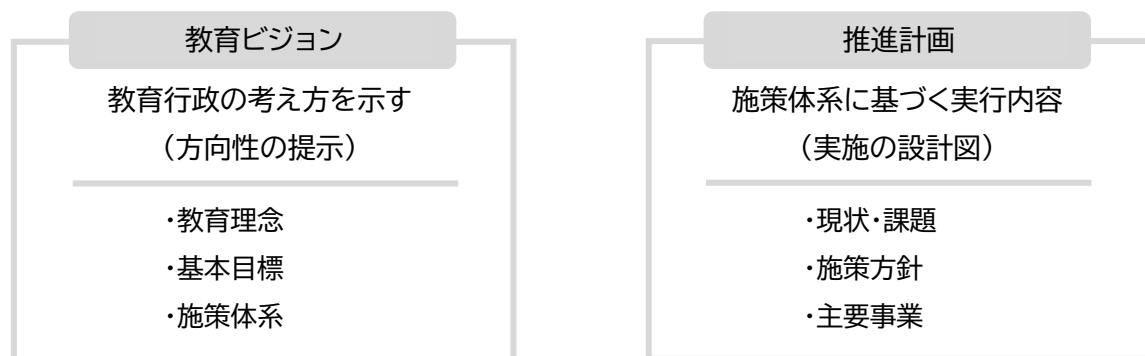
本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき市町村が策定する「市町村教育振興基本計画」にあたります。計画策定にあたっては「那賀町総合振興計画」をはじめ、国の「教育振興基本計画」、徳島県の「徳島県教育振興計画」、教育関連の法令や本町の施策・事業との整合を図っています。

本計画によって、保護者や住民、地域団体、関係団体等に本町のエデュケーション目標や具体的な取組を示すことにより、教育活動への理解と協力、積極的な参画を期待するものです。

¹ VUCA : volatility(変動性)、uncertainty(不確実性)、complexity(複雑性)、ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった造語。変化が激しく複雑で、将来の予測が困難な状態を表す。

3. 計画の構成

- ◆ 教育ビジョン：町の教育行政の考え方として、「教育理念」「基本目標」を明らかにした上で、その実現に向けた「施策体系」を示しています。
- ◆ 推進計画：教育ビジョン(基本構想)で定めた施策体系に基づき、各施策の「現状・課題」「施策方針」「主要事業」を示しています。



4. 計画の期間

前期計画から引き継ぐ教育ビジョンの計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。
後期計画で新たに定める推進計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間となります。

■計画の期間

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
那賀町教育ビジョン	(10 年間)									
那賀町推進計画	前期（5 年間）					後期（5 年間）				
【国】教育振興基本計画	第3期	第4期					次期計画			
【徳島県】教育振興計画	第3期	第4期					次期計画			

5. 計画の背景

(1) 教育を取り巻く国の動向

令和5年6月、2040年(令和22年)以降の社会を見据えた教育の在り方を示した「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」をコンセプトにして、誰一人取り残さない個別最適な学びと、学校ならではの協働的な学びの一体的な充実のほか、ICT(情報通信技術)の活用による教育環境の整備、学校・家庭・地域の連携強化など、今後の教育政策に関する基本的な方針が掲げられています。

学校教育では、小・中学校における不登校児童生徒数が12年連続で増加し、令和6年度には約35万4千人と過去最多になりました。文部科学省が令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を示すなど、不登校対策が急務となっています。また、地域全体で子どもたちを育む学校づくりを推進するため、コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)の導入が本格化しており、全国の公立学校の58.7%(令和6年5月1日現在)が導入しています。

生涯学習では、第4期教育振興基本計画を踏まえ、令和6年6月に、第12期中央教育審議会生涯学習分科会での議論の整理が取りまとめられました。人生100年時代に誰もが生涯を通じて意欲的に楽しく学び続ける社会が、生涯学習の目指すべき姿とされています。また、社会教育の裾野が拡大する中、地域住民の学習活動の支援を通じた人づくりや地域づくりにとって、社会教育人材が果たすべき役割はますます重要になっており、若年層を含めた担い手の育成や活躍の在り方など、国の推進方策等の検討が進むことが期待されています。

■第4期教育振興基本計画の要旨

総括的な基本方針 ・コンセプト	(1)2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 (2)日本社会に根差したウェルビーイングの向上
5つの基本的な方針	① グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④ 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進 ⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話

(2) 徳島県の教育政策

徳島県教育委員会では、平成20年10月に「徳島県教育振興計画」、平成27年12月に「徳島教育大綱」を策定し、県の実情を踏まえた各種教育施策の推進に、総合的かつ計画的に取り組んできました。令和6年3月には、徳島教育大綱と第4期振興計画を一体的に策定し、「新しい時代」を創る「徳島ならではの」教育の方針を示しています。

第4期振興計画では、「個性と国際性に富み、夢と志あふれる『人財』の育成」を基本方針に掲げ、教育DXの実践やグローバル人財の育成、いじめ・不登校への対応、「ダイバーシティとくしま」の実現に向けた多様性を育む教育の推進などに取り組んでいます。加えて、環境負荷の低減や自然との共生に取り組む学校を「とくしまGXスクール」として認定する独自の取組なども実践しています。

すべての児童生徒が徳島の歴史や文化への理解を深め、「ふるさと徳島」への誇りと愛着を抱く教育を進めています。

■徳島教育大綱及び徳島県教育振興計画(第4期)の要旨

基本方針	個性と国際性に富み、夢と志あふれる「人財」の育成
	<求められる「人財」の具体像> ①夢と希望を持って、国際性を身に付け、自らの可能性を伸ばし、個性を発揮しながら、未来を切り拓くために「果敢に挑戦する人財」 ②人と人、人と地域のつながりを大切にし、他者への共感や思いやりを持って、多様な価値観を持つ人々と共に輝き、「新たな価値を共創する人財」 ③郷土への愛や誇りを持ち、未来社会の創り手として、主体的に考え、意欲的に学び続けながら、「地域のために行動する人財」
重点項目	I 未来を拓く力を育む教育の推進 (教育DXの推進、「徳島ならではの」教育の推進、グローバル人財の育成など) II 個性を活かし、確かな学びを育む教育の推進 (学力・体力の向上、教育環境の整備、地元企業や高等教育機関との連携など) III 全ての人の可能性を引き出し、多様性を育む教育の推進 (特別支援教育、いじめ対策、人権教育の推進、教育相談体制の充実など) IV 人生100年時代のマルチステージで輝く教育の推進 (生涯学習環境の充実、学校施設の機能強化、ヤングケアラー支援など) V 地域・家庭・学校が連携し、協働する教育の推進 (コミュニティ・スクールの推進、防災教育の推進、教職員の働き方改革の推進など) VI 文化・スポーツが躍動する教育の推進 (スポーツ環境の整備、伝統文化の発信、郷土への誇りを育む教育の充実など)

6. 持続可能な社会の実現に向けて

2030年(令和12年)までに「誰一人取り残されない、持続可能で多様性と包括性のある社会」をつくるための17の目標と169のターゲットとして、SDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)が平成27年に国連で採択されました。貧困問題、気候変動、生物多様性やエネルギー等、持続可能な社会をつくるために取り組むべきビジョンや課題が網羅されており、地域社会においても活用が求められています。



本計画では、前期計画に引き続き、SDGsの開発目標の一つである「質の高い教育」を受けることができる環境を提供することはもちろん、持続可能な地域づくりのために各開発目標に携わり、基本理念にもある「可能性を引き出す学びの実現」のための実践へとつなげます。

第2章

本町の現状と課題

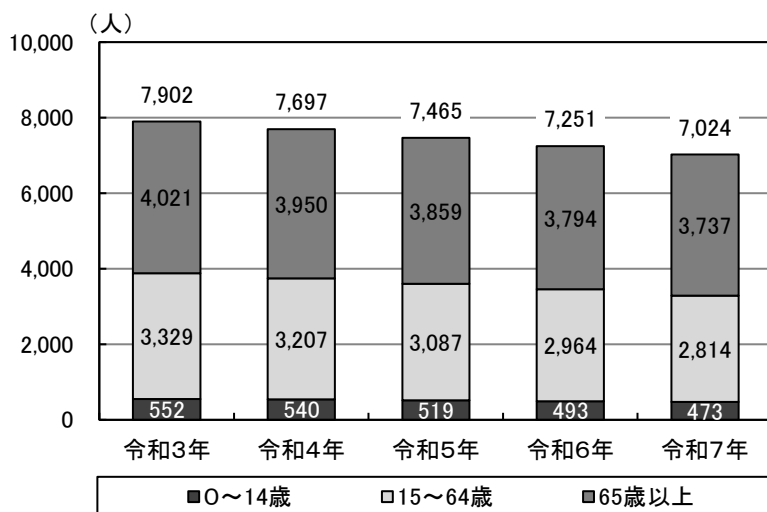
1. 本町を取り巻く社会環境

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

総人口についてみると、減少が続いており、令和3年から令和7年にかけて878人減(増減率:-11.1%)となっています。

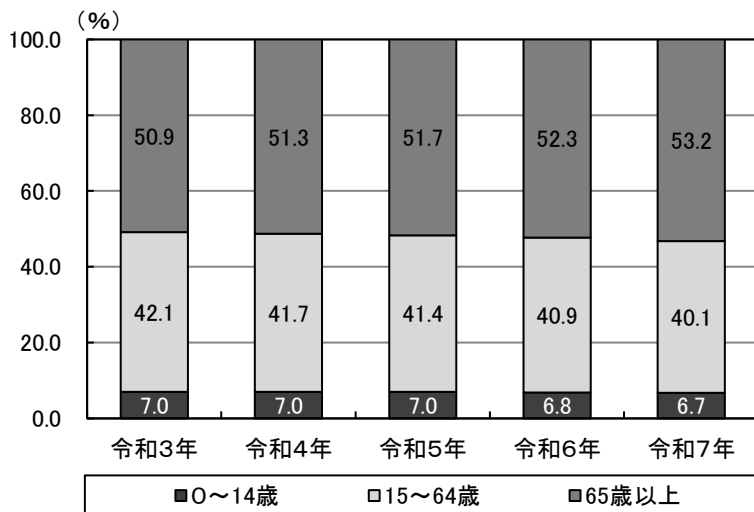
年齢3区分別人口比をみると、0～14歳(年少人口)及び15～64歳(生産年齢人口)の割合は低下傾向にあり、65歳以上(老年人口)の割合は上昇しています。高齢化率は令和7年に53.2%となっており、少子高齢化の進行がうかがえます。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

■年齢3区分別人口比の推移

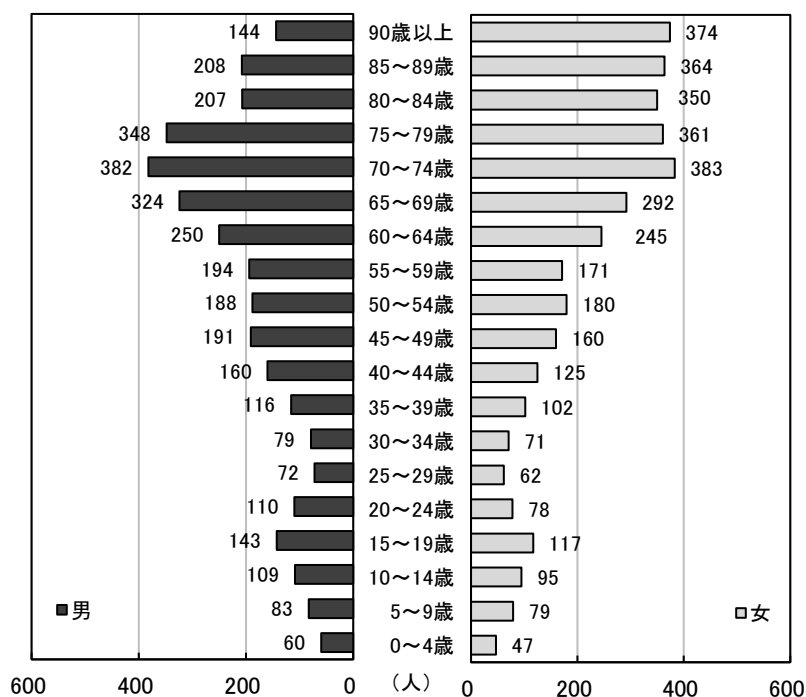


資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

(2) 人口ピラミッド(性別・5歳区分別人口)

人口ピラミッドについてみると、男性、女性ともに70～74歳が最も多く、0～4歳が最も少なくなっています。また、20歳代から30歳代前半の人口が少なく、今後も少子高齢化の進行が予測されます。

■人口ピラミッド

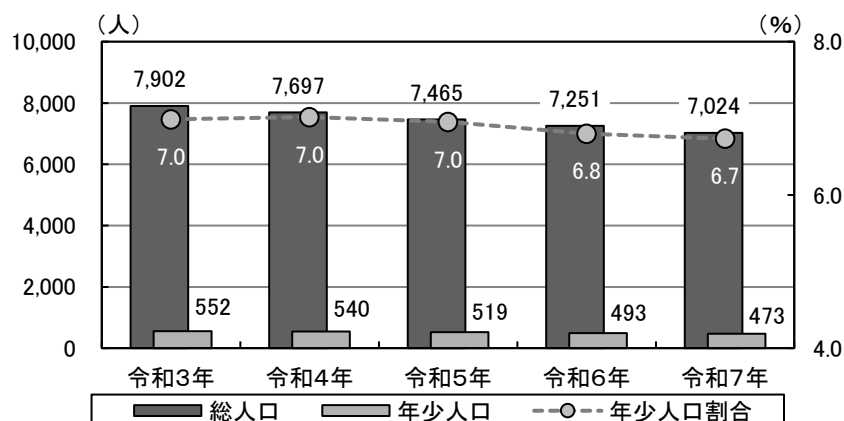


資料:住民基本台帳(令和7年1月1日現在)

(3) 年少人口(0～14歳)の推移

年少人口(0～14歳)についてみると、年々減少しており、令和3年から令和7年にかけて79人減となっています。年少人口割合は令和3年から令和5年まで7.0%を維持していたものの、令和6年から低下し、令和7年には6.7%となっています。

■総人口及び年少人口、年少人口割合の推移

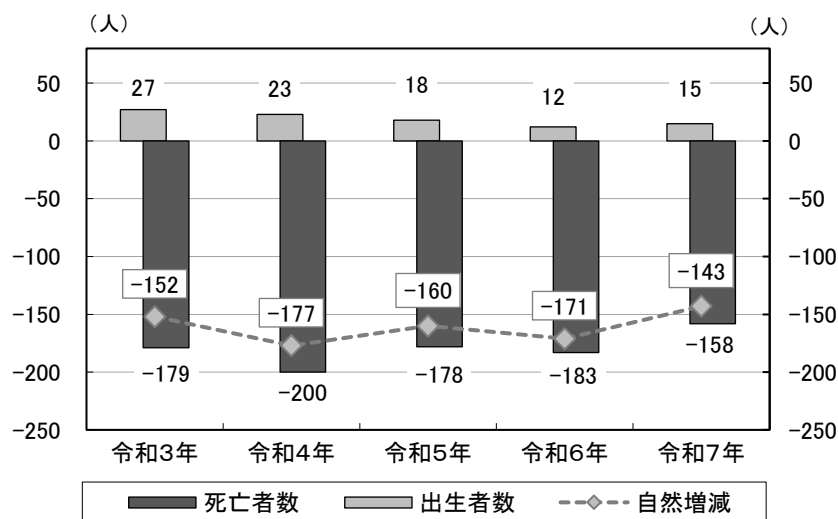


資料:住民基本台帳(令和7年1月1日現在)

(4) 自然動態の推移

自然動態についてみると、死亡者数、出生者数ともに増減を繰り返しながら推移していますが、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いています。人口減少に伴い、死亡者数、出生者数ともに減少傾向がみられます。

■死亡者数、出生者数、自然増減の推移

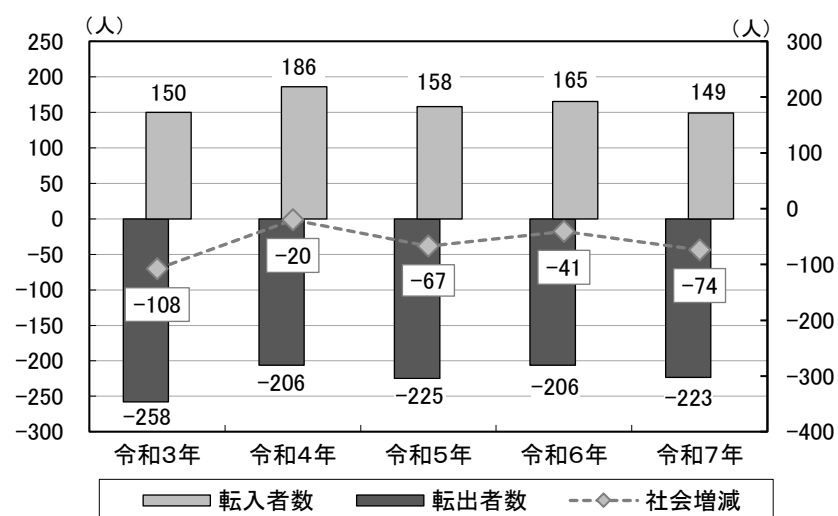


資料：人口動態調査(各年、前年1月1日から同年12月31日まで)

(5) 社会動態の推移

社会動態についてみると、転入者数は令和4年の186人をピークに減少傾向にあり、令和7年に149人となっています。転出者数は増減を繰り返しながら推移しており、令和7年に223人となっています。転出者数が転入者数を上回る社会減の状態が続いています。

■転入者数、転出者数、社会増減の推移



資料：人口動態調査(各年、前年1月1日から同年12月31日まで)

(6) 世帯の動向

世帯動向についてみると、「単独世帯数」が32.5%で最も高く、平成27年度から3.3ポイント上昇しています。徳島県や全国の割合と比較すると、本町では「夫婦と子ども(核家族世帯)」の割合が低く、「夫婦のみ(核家族世帯)」や「核家族以外の世帯」の割合が高くなっています。

■世帯の家族類型

(単位:世帯)

区分		一般 世帯数	単独 世帯数	親族のみの世帯					非家族を 含む世帯
				核家族世帯				核家族以外 の世帯	
				夫婦のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども		
那賀町	平成 27年度	3,472	1,014	991	600	45	250	547	9
		100.0%	29.2%	28.5%	17.3%	1.3%	7.2%	15.8%	0.3%
	令和 2年度	3,176	1,033	920	513	48	245	407	9
		100.0%	32.5%	29.0%	16.2%	1.5%	7.7%	12.8%	0.3%
徳島県 令和2年度		100.0%	35.6%	21.2%	23.4%	1.4%	7.7%	9.2%	0.6%
全国 令和2年度		100.0%	38.0%	20.0%	25.0%	1.3%	7.7%	6.8%	0.9%

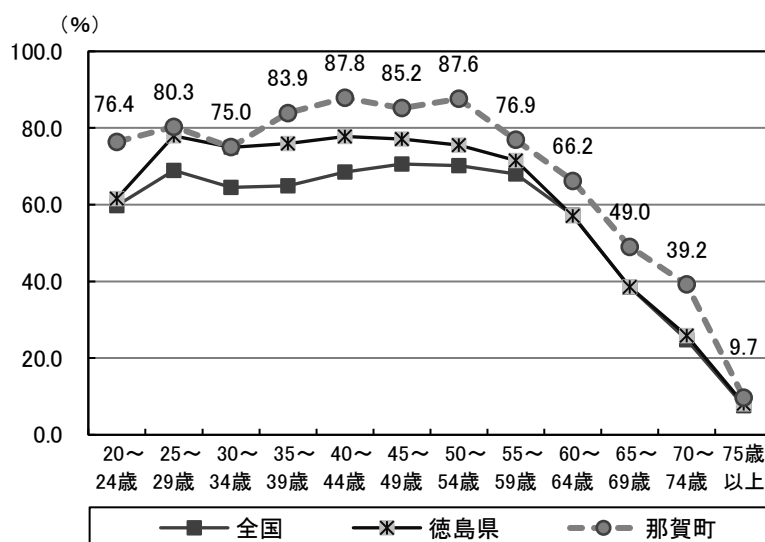
※一般世帯数には「世帯の家族類型不詳」を含むため、家族類型内訳を合算した値とは一致しない場合があります。

資料:国勢調査

(7) 女性就業率の年代別分布

女性の年齢別就業率についてみると、いずれの年代においても徳島県や全国より高くなっています。しかし、「30～34歳」は前後の区分より5ポイント以上低く、徳島県と同水準となっています。

■5歳区分別女性就業率

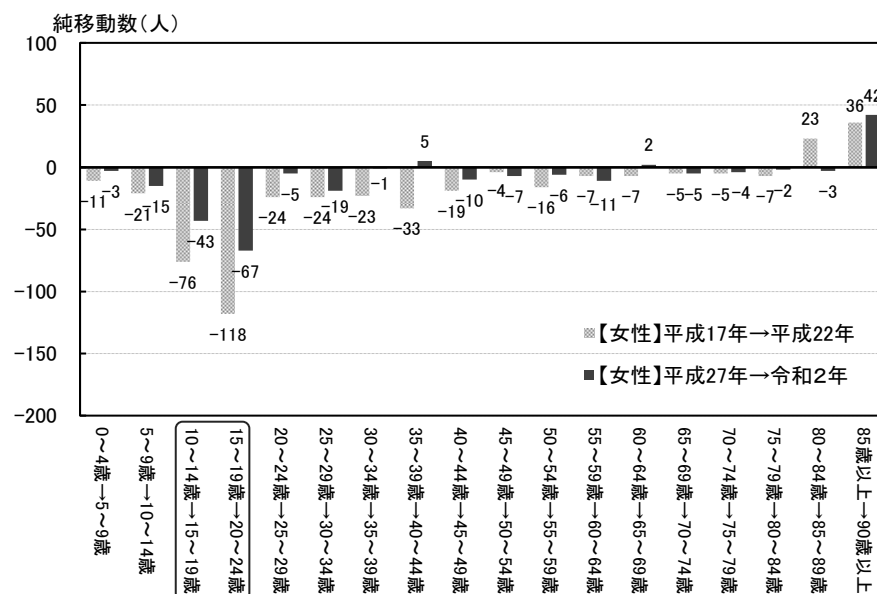
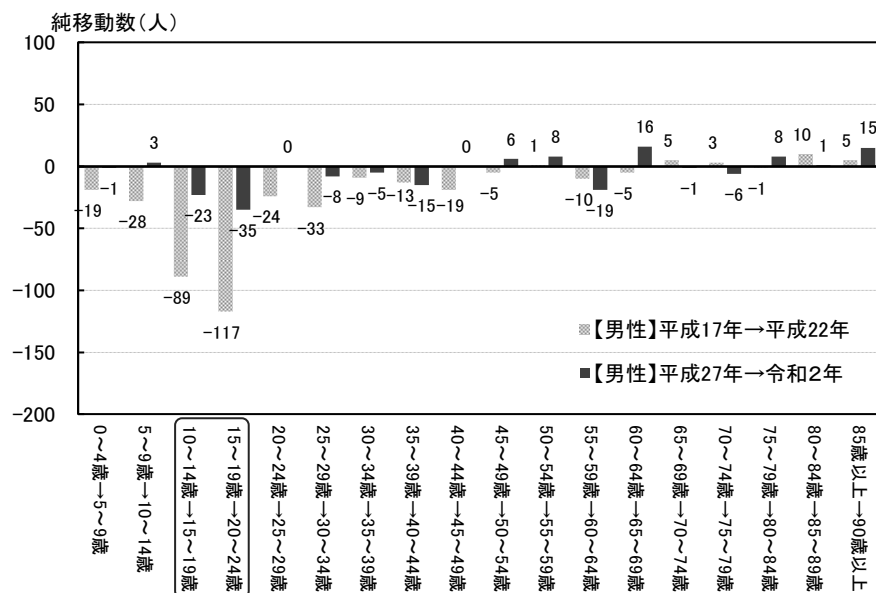


資料:国勢調査(令和2年)

(8) 性別・年齢階級別の純移動数

性別、年齢階級別の純移動数についてみると、男性より女性、特に高校進学・大学進学之年に当たる「10～14歳→15～19歳」、「15～19歳→20～24歳」において転出数が増加しています。ただし、平成17年→平成22年と平成27年→令和2年を比較すると、男女とも全体的に転出幅が減少しています。

■性別、年齢階級別の純移動数



資料：国勢調査

2. 本町を取り巻く教育環境

(1) 幼児教育

■認定こども園利用児推移

(単位:人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園数(か所)		4	4	4	4	4
定員数		267	255	255	255	255
入所児童数	合計	151	149	137	135	123
	0歳児	2	2	0	3	5
	1歳児	9	19	16	20	19
	2歳児	35	16	24	18	25
	3歳児	34	43	19	34	23
	4歳児	32	36	41	19	35
	5歳児	39	33	37	41	16
入所率(%)		56.6	58.4	53.7	52.9	48.2
入所待機児童数		0	0	0	0	0
常勤保育教諭数※		36 (40)	38 (40)	40 (42)	40 (43)	38 (45)

※()内の数値は、育児休業を取得している職員を含む合計人数です。

資料:那賀町すこやか子育て課(各年度3月末日現在)

(2) 学校教育

■小・中学校の児童・生徒数の推移

(単位:人)

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	児童数	合計	236	242	236	227	215
		1年生	38	43	33	41	16
		2年生	35	39	42	33	41
		3年生	37	34	40	42	43
		4年生	48	37	33	40	33
		5年生	39	49	37	34	43
		6年生	39	40	51	37	39
	教職員数		49	52	49	43	45
中学校	生徒数	合計	140	131	122	120	112
		1年生	48	37	38	46	31
		2年生	46	48	36	38	35
		3年生	46	46	48	36	46
	教職員数		38	40	46	48	50

資料:那賀町教育委員会(各年度3月末日現在)

(3) 生涯学習

■スポーツ・文化・公民館等施設

	施設名	施設数
スポーツ施設	体育館	17か所
	プール	1 か所
	グラウンド、テニスコート	17か所
	柔剣道場、艇庫	3 か所
公民館	第1種(受益者負担のない公民館)	10か所
	第2種(国庫補助又は県費補助と受益者負担のある公民館)	10か所
図書館	図書館、図書室	2 か所 (うち、図書室1 か所)
美術館	那賀町相生森林美術館	1 か所

資料: 那賀町教育委員会(令和8年2月1日現在)

(4) 町内文化財一覧

■国指定文化財

種別	詳細	名称	所在地	指定日
登録有形文化財	建造物	萬福寺本堂	那賀町延野字寺前20	H17. 2. 26
登録有形文化財	建造物	萬福寺蔵	那賀町延野字寺前20	H17. 2. 26
登録有形文化財	建造物	萬福寺鎮守堂	那賀町延野字寺前20	H17. 2. 26
登録有形文化財	建造物	萬福寺鐘楼	那賀町延野字寺前220	H17. 2. 26
天然記念物	植物	沢谷のタヌキノショクダイ発生地	那賀町沢谷字亀井谷34-134-3、34-7	S29. 12. 25
天然記念物	地質鉱物	坂州不整合	那賀郡那賀町坂州字向工、同字広瀬、同字高山平	H23. 2. 7
天然記念物	動物	カモシカ	種の指定	S9. 5. 1(天) S30. 2. 15(特天)
天然記念物	動物	ヤマネ	種の指定	S50. 6. 26
重要有形民俗文化財	-	坂州の舞台	那賀町坂州字広瀬32	H10. 12. 16
重要有形民俗文化財	-	阿波人形浄瑠璃	那賀町、徳島市、鳴門市、阿南市、勝浦町、神山町、松茂町	H11. 12. 21
重要有形民俗文化財	-	阿波の太布製造技術	那賀町木頭和無田	H29. 3. 3
重要無形民俗文化財	-	阿波晩茶の製造技術	那賀町、上勝町、美波町	R3. 3. 11

資料: 那賀町教育委員会(令和8年2月1日現在)

■県指定文化財

種別	詳細	名称	所在地	指定日
有形文化財	歴史資料	雲首形位牌(1基)	那賀町和食郷字八幡原127-1	S31.2.7
有形文化財	歴史資料	雲首形位牌(1組)	那賀町中山字柳澤47	H2.7.23
名勝	-	鷲敷ライン及び氷柱観音	那賀町細淵～氷柱観音の間	S30.7.15 H18.11.21名称変更
天然記念物	植物	ボウランの北限自生地	那賀町和食字町156-2,157-1,157-2	S38.6.18 H5.12.21追加
有形文化財	書跡・典籍・古文書	大宮八幡神社大般若經(600冊)	那賀町鮎川字西宮9-1	S49.8.30 H18.11.21名称変更
無形文化財	工芸技術	阿波太布製造技法	那賀町木頭出原字マエダ34	S59.8.3
名勝 天然記念物	-	剣山並びに亜寒帯植物林	那賀郡那賀町,美馬市木屋平,三好市東祖谷,標高1700m以上	S29.1.29 H18.11.21名称変更
無形民俗 文化財	-	吹筒煙火	-	H9.4.18

資料:那賀町教育委員会(令和8年2月1日現在)

■那賀町指定文化財

種別	詳細	名称	所在地	指定日
無形民俗	-	中山盆神踊り	-	//
天然記念物	-	正光寺観音杉	那賀町平野	S54.2.27
史跡	-	梶浦与四郎の墓	那賀町西納	//
史跡	-	兵助の墓	那賀町延野	//
史跡	-	勝郎太の墓	那賀町大久保	//
有形文化財	美術工芸	人形芝居の頭(41頭)	那賀町竹が谷	S55.2.28
有形文化財	美術工芸	当麻曼荼羅軸	那賀町延野字寺前20	S63.8.19
有形文化財	美術工芸	熊野曼荼羅軸	那賀町延野字寺前20	//
有形民俗	-	七福神引幕	那賀町入野	H2.10.2
有形民俗	-	竜水引	那賀町入野	//
有形文化財	彫刻	神像(4体)	那賀町鮎川	H15.1.14
有形文化財	建造物	仁王門	那賀町平野	//
有形文化財	建造物	観音堂	那賀町平野	//
有形文化財	建造物	辺川神社本殿	那賀町平野	H16.9.3
史跡	-	延野城址	那賀町延野	H17.1.30
天然記念物	-	神領百合	那賀町東尾、白石	S48.6.1
有形文化財	-	仏像・十一面観音他(5体)	那賀町白石	//
有形文化財	-	板碑・阿弥陀三尊(3基)	那賀町長安	//
有形文化財	-	板碑・阿弥陀三尊	那賀町白石	//
天然記念物	-	冬桜	那賀町海川	S50.10.1
天然記念物	-	冬桜	那賀町海川	//
有形文化財	-	農村舞台	那賀町拝宮(白人神社)	H3.6.1
天然記念物	-	大杉	那賀町拝宮(白人神社)	//

種別	詳細	名称	所在地	指定日
有形文化財	-	農村舞台他	那賀町川俣(礪神社)	//
有形民俗	-	那伊瀬託宣記	木沢歴史民俗資料館	S49. 6. 27
有形民俗	-	天正検地帳	木沢歴史民俗資料館	S59. 6. 1
有形民俗	-	天正検地帳	那賀町阿津江	//
有形民俗	-	棟附帳	那賀町役場木沢支所	S46. 6. 27
有形民俗	-	地藏菩薩像	那賀町沢谷字堂中	S59. 6. 1
有形民俗	-	板碑	那賀町沢谷字堂中	S61. 6. 25
有形民俗	-	仁王尊	那賀町阿津江字黒滝山	S59. 6. 1
有形民俗	-	鰐口	木沢歴史民俗資料館	S49. 6. 27
有形民俗	-	鏡	木沢歴史民俗資料館	//
有形民俗	-	木地皿	木沢歴史民俗資料館	S59. 6. 1
天然記念物	-	神領百合	那賀町	//
天然記念物	-	名木灯明杉	那賀町阿津江字黒滝山	//
天然記念物	-	名木大栃	小畠神社境内	//
天然記念物	-	五倍木の一本杉	那賀町掛盤	S49. 6. 27
名勝	-	ほら貝の滝	那賀町岩倉字槍戸	//
名勝	-	大釜の滝	那賀町沢谷字釜ヶ谷	//
名勝	-	千本滝	那賀町木頭名	S50. 6. 20
有形文化財	建造物	吉野神社本殿	那賀町木頭南宇字ムカイダ6	H16. 9. 9
有形文化財	絵画	涅槃像掛軸	那賀町木頭出原字テラモト12	S53. 7. 6
有形文化財	工芸品	刀剣(海部氏次作)	那賀町木頭北川	S55. 4. 21
有形文化財	工芸品	刀剣(脇差)	那賀町木頭北川字船谷74	S61. 5. 8
有形文化財	工芸品	刀剣(短刀)	那賀町木頭北川字船谷74	S61. 5. 8
有形文化財	書跡	大般若経	那賀町木頭出原字テラモト12	S53. 7. 6
有形文化財	古文書	打物焼刃秘伝書	那賀町木頭北川	S55. 4. 21
有形文化財	古文書	北岡家家系伝書	那賀町木頭北川	S55. 4. 21
有形文化財	古文書	蜂須賀家政文書	那賀町木頭出原	S56. 11. 16
有形文化財	歴史資料	検地帳	那賀町木頭出原字マエダ34	S56. 11. 16
有形文化財	歴史資料	棟付帳	那賀町木頭出原字マエダ35	S56. 11. 16
天然記念物	-	蟬谷神社大杉	那賀町木頭助字蟬谷	S56. 11. 16
天然記念物	-	和無田八幡神社門杉群	那賀町木頭和無田字ヨシノ	S56. 11. 16

資料:那賀町教育委員会(令和8年2月1日現在)

■巡視が必要な埋蔵文化財包蔵地

種別	詳細	名称	所在地	指定日
-	-	古屋岩陰遺跡	古屋字堂見谷3-2	H18. 3. 31

資料:那賀町教育委員会(令和8年2月1日現在)

3. アンケート調査結果からみえる本町の課題

(1) 調査概要

本計画の策定にあたって、本町の教育施策に関する住民のニーズや考えを把握し、計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。

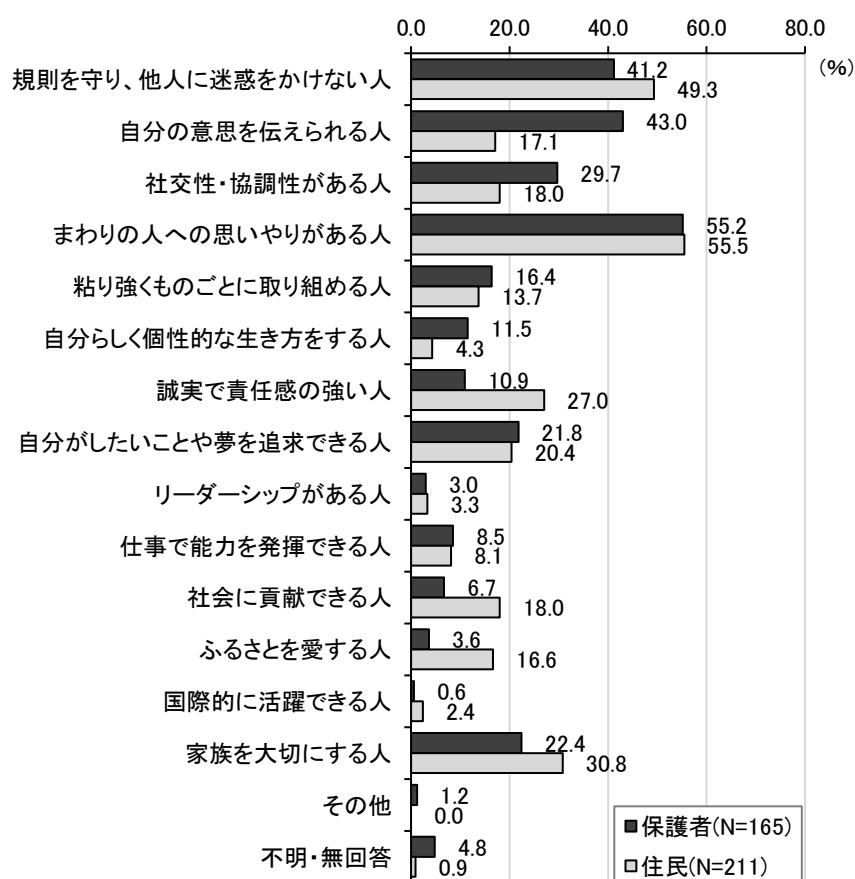
- 調査対象者：一般住民 [那賀町にお住まいの 18 歳以上の住民]
 小・中学生保護者 [小・中学生のお子さんをお持ちの保護者]
- 調査期間：令和 7 年 12 月 4 日～令和 7 年 12 月 18 日
- 調査方法：一般住民 [郵送による配布・回収]
 小・中学生保護者 [学校を通じて配布・回収]

調査票対象	調査対象者数 (配布数)	有効回答数	有効回答率
一般住民	495 件	211 件	42.6%
小・中学生保護者	237 件	165 件	69.6%

(2) 調査結果

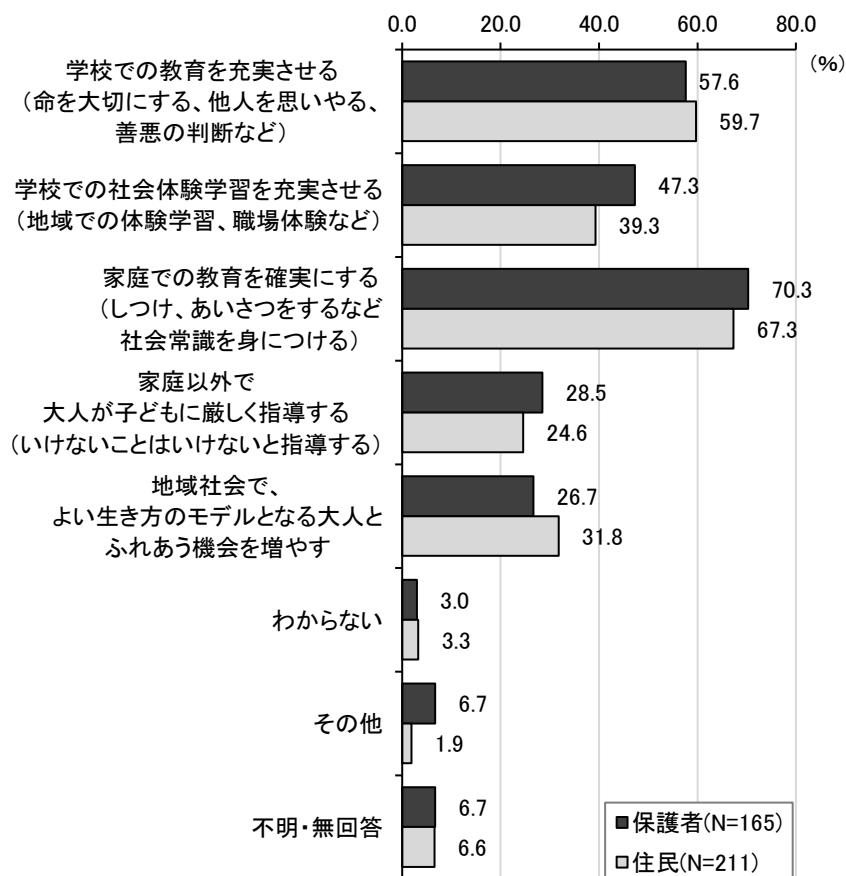
◆子どもに望む将来像【住民・保護者】

子どもに将来どのような人になってもらいたいと思うかについてみると、保護者・住民ともに「まわりの人への思いやりがある人」が最も高くなっています。次いで、保護者では「自分の意思を伝えられる人」、住民では「規則を守り、他人に迷惑をかけない人」が高くなっています。



◆子どもが道徳心、公共心を身につけるために必要なこと【住民・保護者】

道徳心や公共心を身につけるには、どうしたらよいと思うかについてみると、保護者・住民ともに「家庭での教育を確実にする(しつけ、あいさつをするなど社会常識を身につける)」が最も高く、次いで「学校での教育を充実させる(命を大切にする、他人を思いやる、善悪の判断など)」、「学校での社会体験学習を充実させる(地域での体験学習、職場体験など)」となっています。

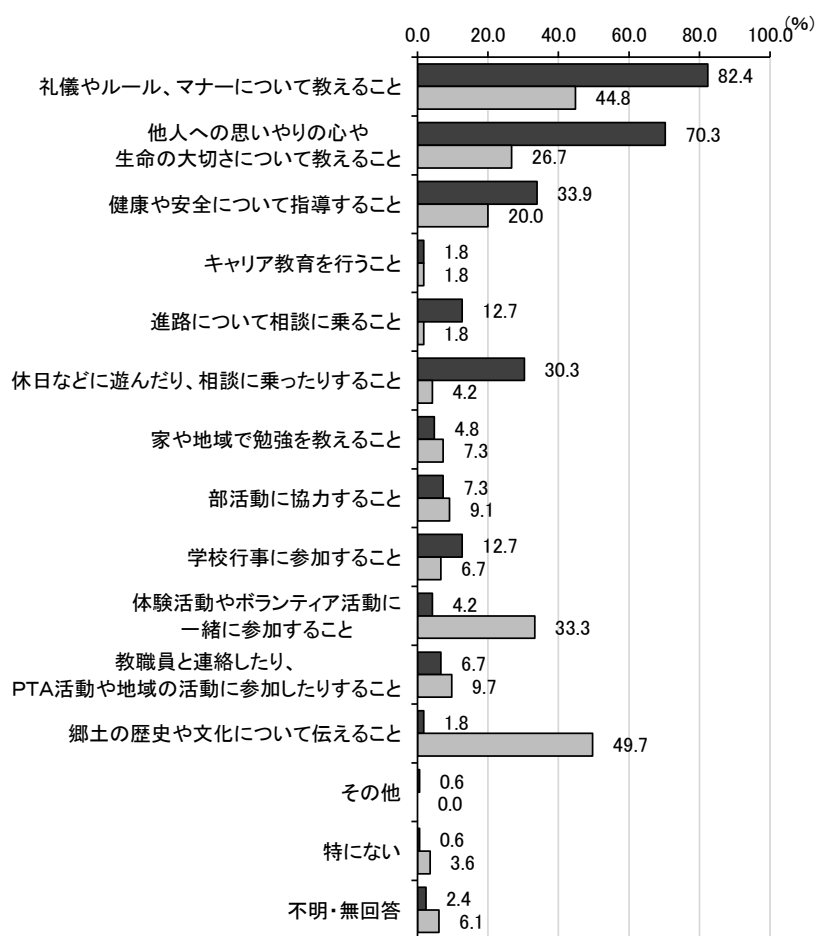


◆保護者・地域の方が主に担うべきこと〔住民・保護者〕

保護者が主に担うべきことについてみると、保護者・住民ともに「礼儀やルール、マナーについて教えること」が最も高くなっています。

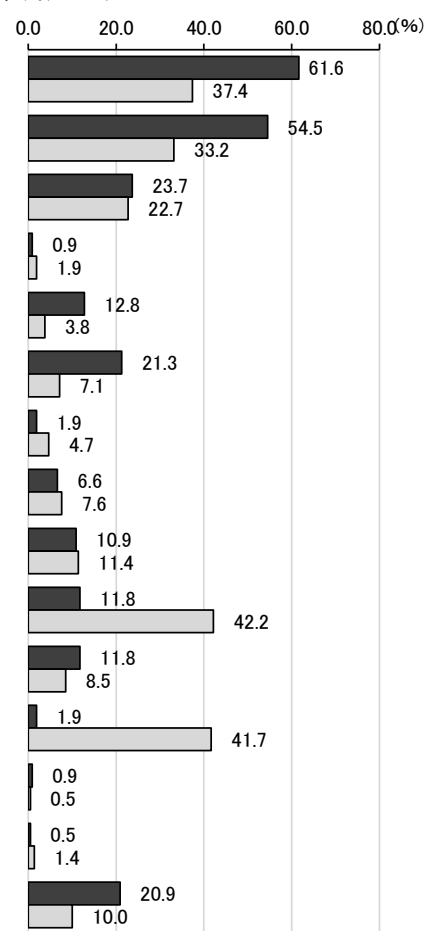
地域の方が主に担うべきことについてみると、保護者では「郷土の歴史や文化について伝えること」、住民では「体験活動やボランティア活動と一緒に参加する事」が最も高くなっています。

保護者 (N=165)



■保護者が担うべき □地域の方が担うべき

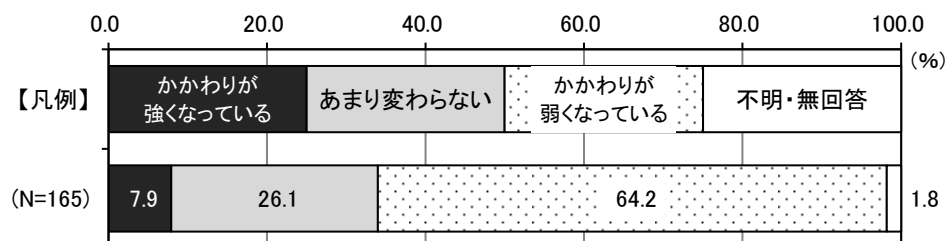
住民 (N=211)



■保護者が担うべき □地域の方が担うべき

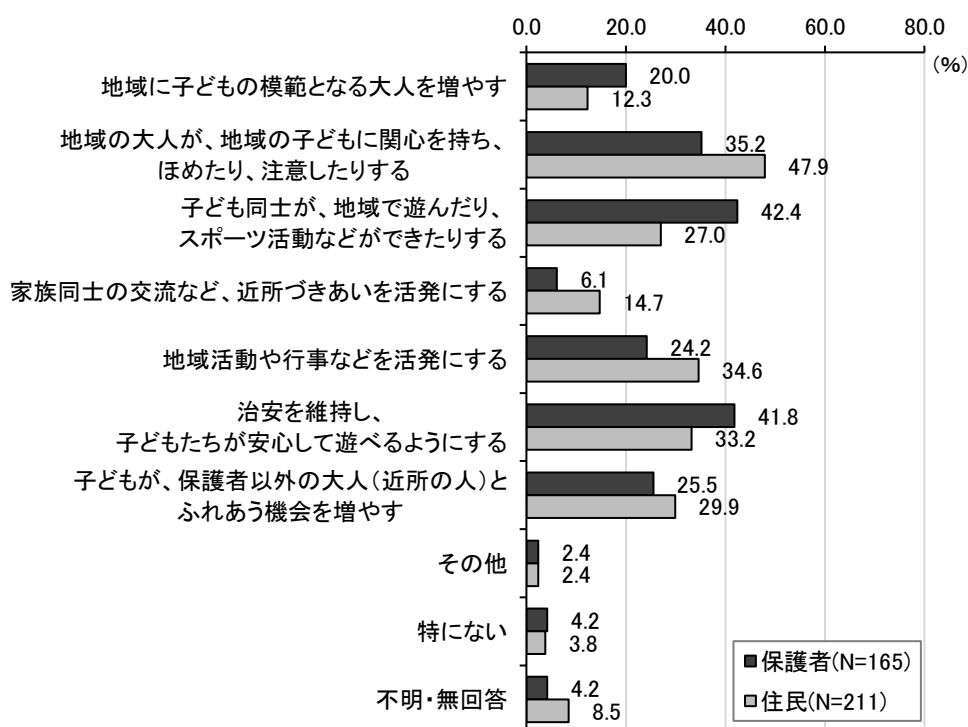
◆家庭と地域のかかわりの変化【保護者】

保護者が子どものときに比べ、家庭と地域とのかかわりが変化していると思うかについてみると、「かかわりが弱くなっている」が最も高くなっています。



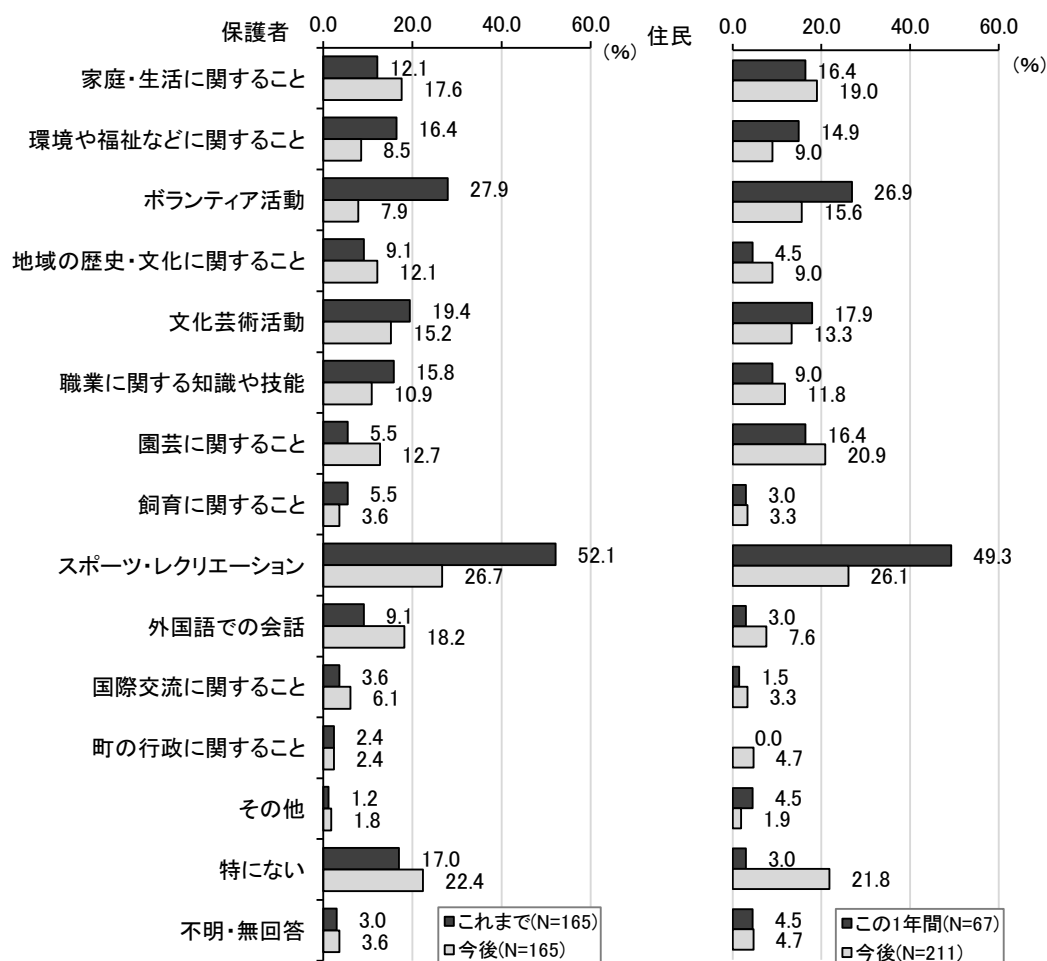
◆地域の教育力を高めるために必要な取組【住民・保護者】

地域の教育力を高めるために必要な取組についてみると、保護者では「子ども同士が、地域で遊んだり、スポーツ活動などができるようにする」、住民では「地域の大人が、地域の子どもの関心を持ち、ほめたり、注意したりする」が最も高くなっています。



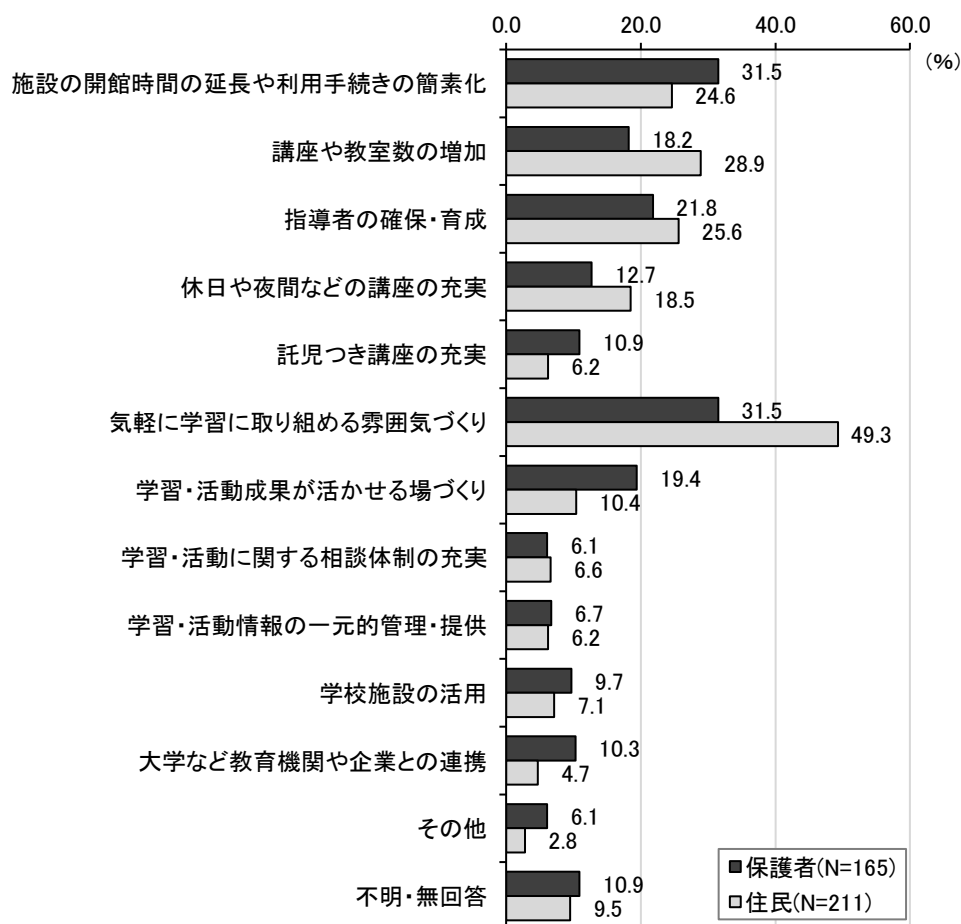
◆習い事や学習活動の分野について〔住民・保護者〕

したことがある習い事や学習活動の分野についてみると、保護者・住民ともに「スポーツ・レクリエーション」が最も高く、今後やってみたい習い事や学習分野についてみると、保護者・住民ともに「スポーツ・レクリエーション」が最も高くなっています。



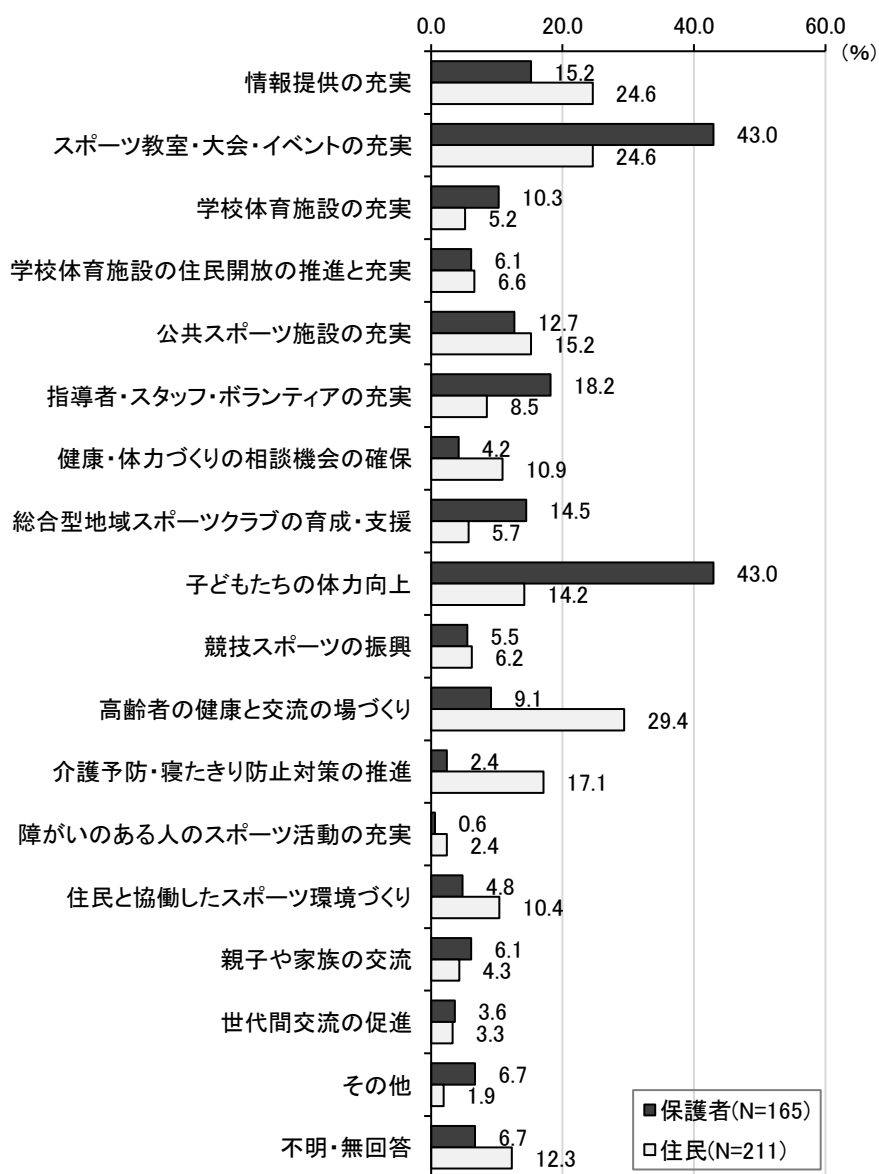
◆生涯学習の一環として、学びたいときに学べるようにするための取組〔住民・保護者〕

生涯学習の一環として、人々が学びたいときに学べるようにするために、どのようなことに力を入れるべきかについてみると、保護者では「施設の開館時間の延長や利用手続きの簡素化」と「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」、住民では「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」が最も高くなっています。



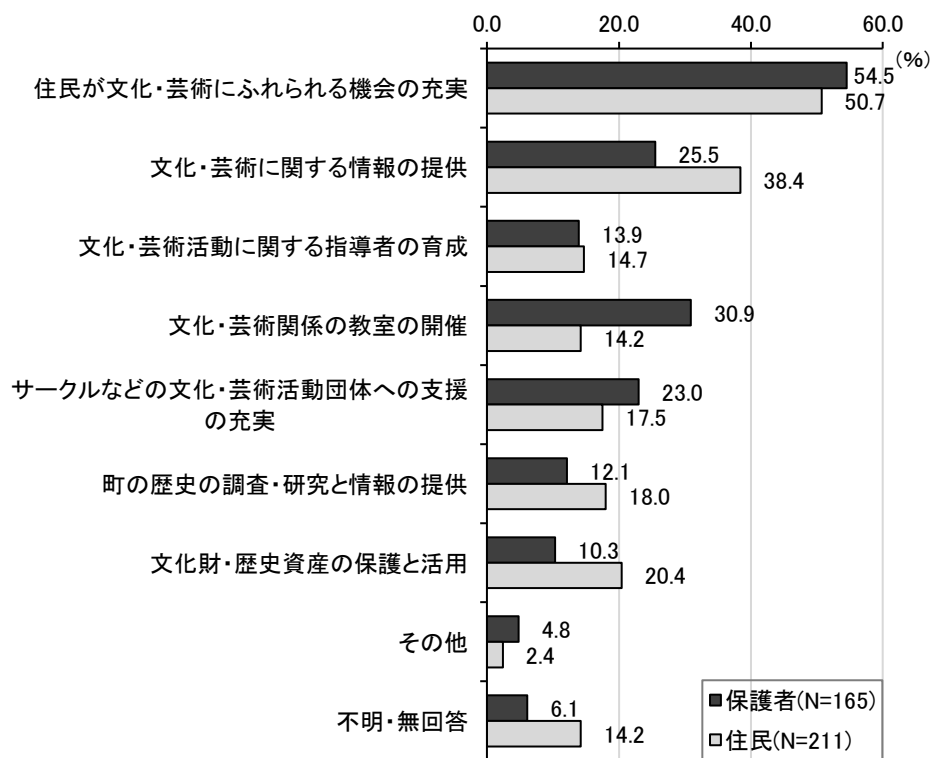
◆那賀町のスポーツ振興について、今後力を入れてほしい取組【住民・保護者】

那賀町のスポーツ振興について、今後どのような点に力を入れてほしいと思うかについてみると、保護者では「スポーツ教室・大会・イベントの充実」と「子どもたちの体力向上」、住民では「高齢者の健康と交流の場づくり」が最も高くなっています。



◆那賀町の文化・芸術活動をより充実させていくために必要な取組【住民・保護者】

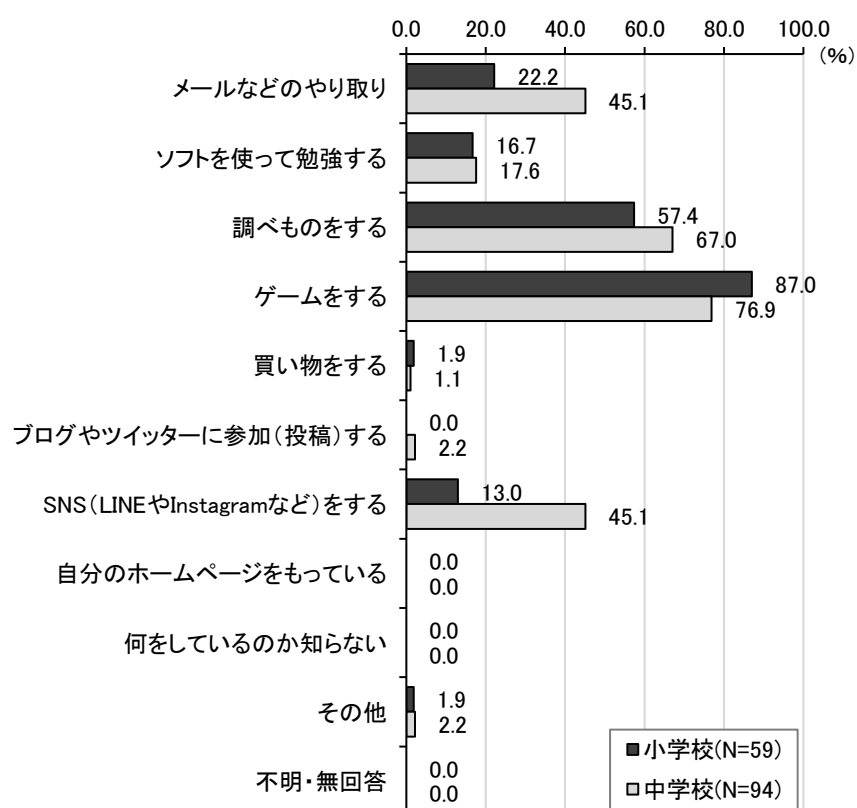
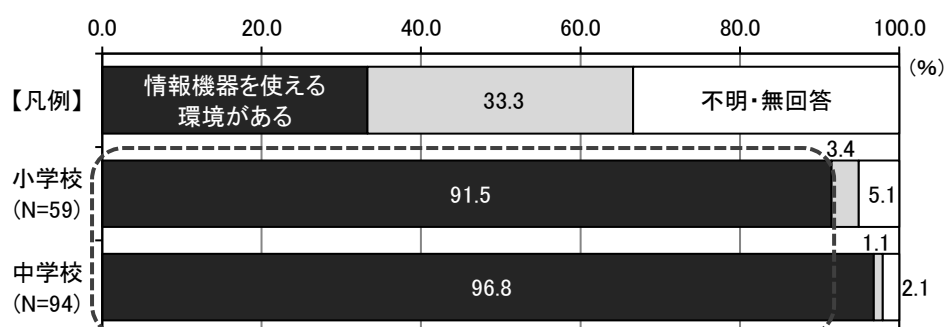
那賀町の文化・芸術活動をより充実させていくために必要な取組についてみると、保護者・住民ともに「住民が文化・芸術にふれられる機会の充実」が最も高くなっています。



◆お子さんのインターネット接続環境・情報機器使用用途【保護者】

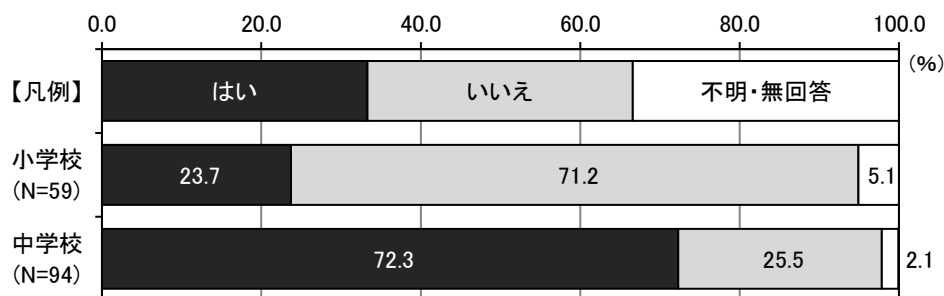
お子さんがインターネット接続している情報機器を使える環境があるかどうかについてみると、小学校・中学校ともに9割を占めています。

また、情報機器を使って何をしているかについてみると、小学校・中学校ともに「ゲームをする」が最も高くなっていますが、「メールなどのやり取り」「SNS(LINEやInstagramなど)をする」において中学校では小学校より約22～32ポイント高くなっています。



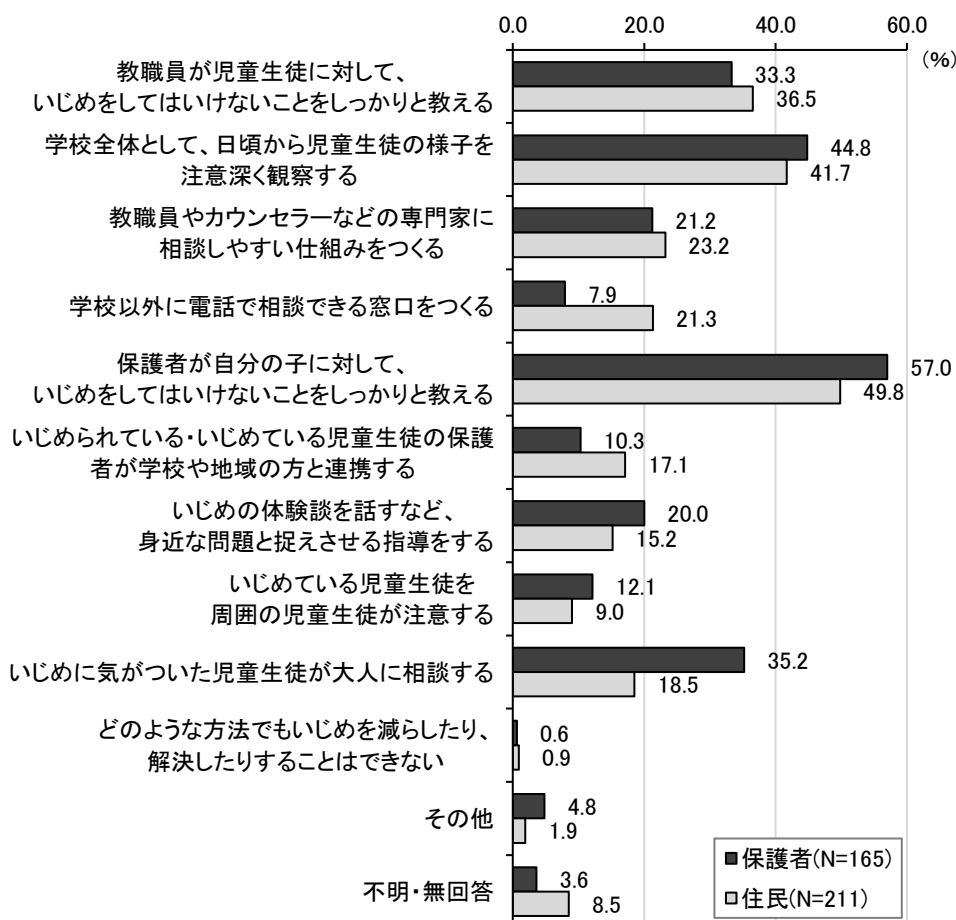
◆お子さんの携帯電話・スマートフォン所持状況【保護者】

お子さんに携帯電話やスマートフォンを持たせているかについてみると、小学校では「いいえ」が約7割を占めている一方、中学校では割合が逆転し、「はい」が約7割となっています。



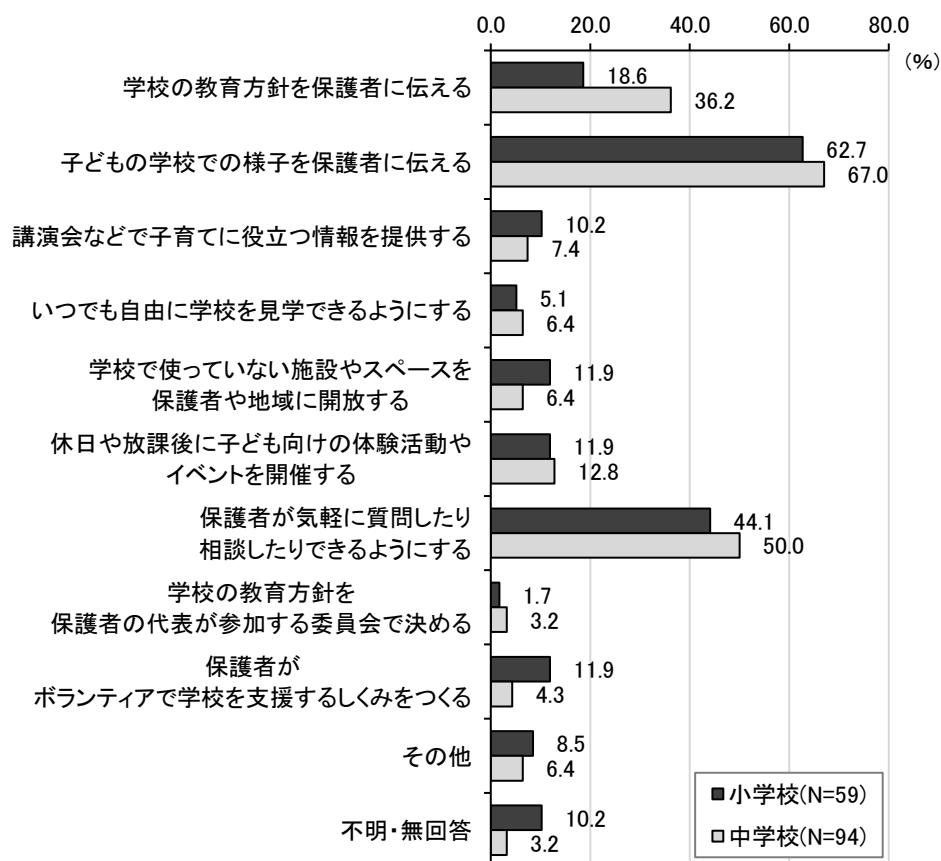
◆いじめの予防や解消について大切だと考えること【住民・保護者】

いじめの予防や解消について特に大切だと考えることについてみると、保護者・住民ともに「保護者が自分の子に対して、いじめをしてはいけないことをしっかりと教える」が最も高くなっています。



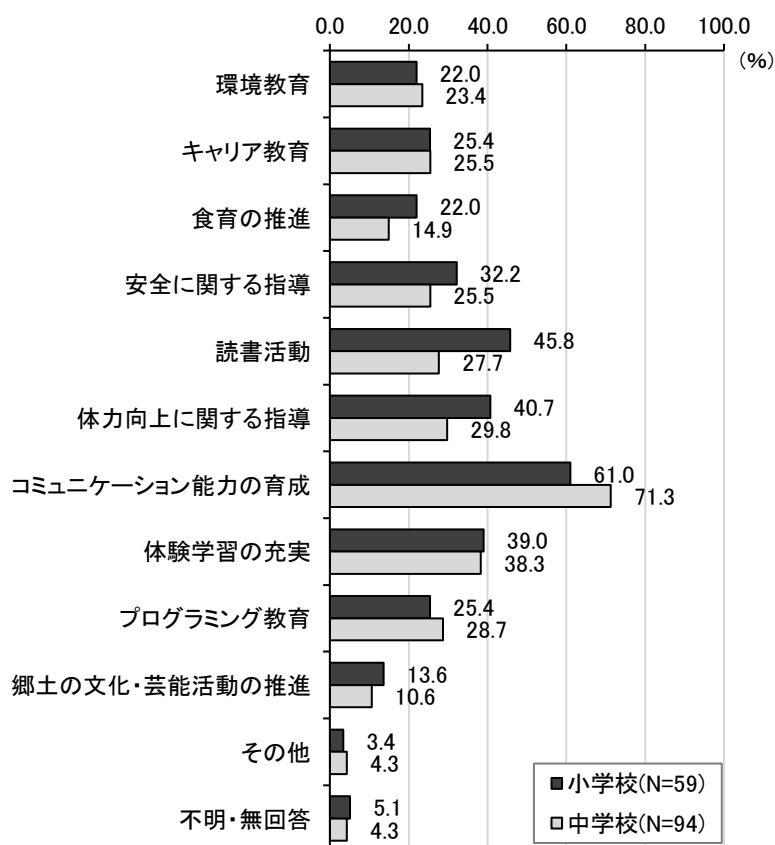
◆お子さんが通っている学校に望むこと【保護者】

お子さんが通っている学校に望むことについてみると、小学校・中学校ともに「子どもの学校での様子を保護者に伝える」が最も高くなっています。



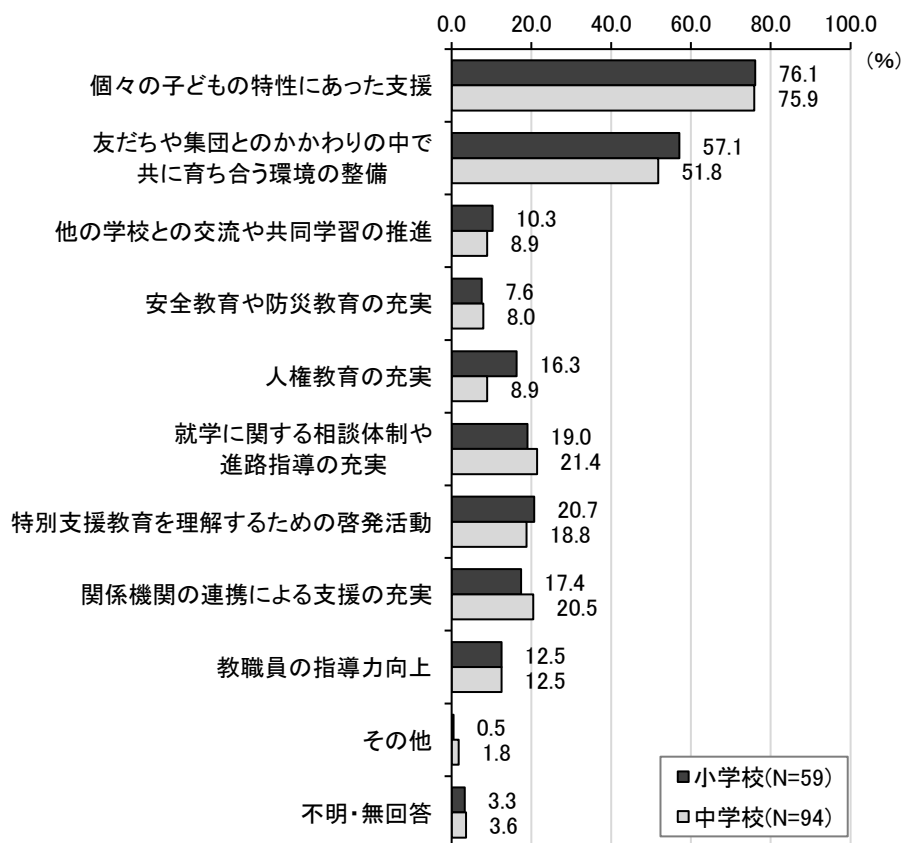
◆学習活動以外に今後特に重点的に取り組むべきもの【保護者】

各教科の学習活動以外に今後特に重点的に取り組むべきものについてみると、小学校・中学校ともに「コミュニケーション能力の育成」が最も高くなっています。



◆特別支援教育について那賀町として取り組むべきこと【保護者】

特別支援教育について那賀町として取り組むべきことについてみると、小学校・中学校ともに「個々の子どもの特性にあった支援」が最も高くなっています。



第3章

本町の目指す教育

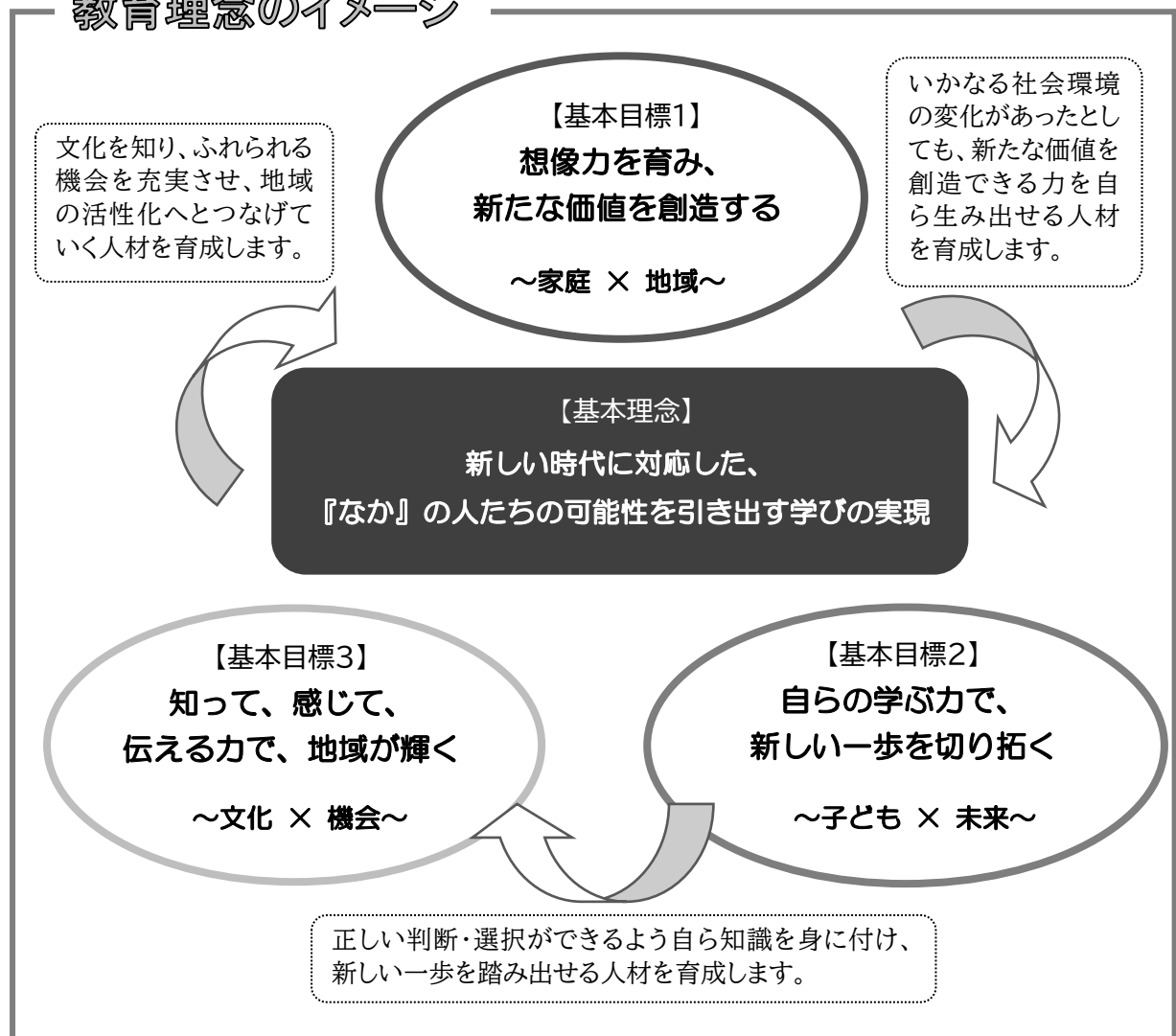
1. 町の教育理念

住民一人ひとりが主体的に知恵と力を存分に発揮したまちづくりを目指すために、その中心的政策の一つである教育行政を展開する上での基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

新しい時代に対応した、
『なか』の人たちの可能性を引き出す学びの実現

教育理念のイメージ



注釈：基本目標にある「×(掛ける)」は、それぞれの要素を掛け合わせることで、基本施策をより効果的に展開していくための視点として記載しています。

2. 基本目標

基本理念に則し、町の将来像の実現に向けた人材を育てるための目標を次のように定めます。

1

想像力を育み、新たな価値を創造する ～家庭×地域～

幼少期から自らの想像力を育むことで、周りへの思いやり、また、自らを思いやる心を育てます。アンケート結果からも、子どもに望む将来像として、「まわりの人への思いやりがある人」が最も高く、また、学習活動以外で重点的に取り組むべきものとして「コミュニケーション能力の育成」が最も高くなっています。「思いやる心」は多様性を認め合う社会へとつながり、将来的に、いかなる社会環境の変化があったとしても、新たな価値を創造できる力を自ら生み出していくものです。

2

自らの学ぶ力で、新しい一步を切り拓く ～子ども×未来～

社会がめまぐるしく変化する現在、ICT環境整備が求められると同時に、デジタル化が急速に進行しています。このような時代だからこそ、自ら学び・判断する力を幼少期から身に付け、与えられた未来(将来)ではなく、自分で次の一步を選択できる力を身に付ける必要があります。インターネットをはじめ、大量に情報があふれる現代社会だからこそ、情報に惑わされることなく、正しい判断・選択ができるよう自ら知識を身に付け、新しい一步を踏み出すことが重要です。

3

知って、感じて、伝える力で、地域が輝く ～文化×機会～

アンケート結果からも、本町の文化・芸術活動を充実させるために必要な取組として「文化・芸術にふれられる機会の充実」が最も高くなっています。自らが文化を知り、ふれられる機会を充実させることで、中(自ら・本町から)から外(周囲・町外)へ本町の魅力を発信し、地域の魅力付け、活性化へとつながっていくことが期待されています。

3. 施策体系

基本理念	基本目標	基本的方向	主な事業
新しい時代に対応した、『なか』の人たちの可能性を引き出す学びの実現	【1】 想像力を育み、新たな価値を創造する ～家庭×地域～	1 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	・ゲストティーチャーの充実・活用 ・PTAとの連携強化 ・学校運営体制の充実 ・施設開放の推進 ・部活動の地域展開 ・家庭の教育力の向上支援 ・青少年健全育成の推進 ・放課後子どもクラブの充実 ・教育委員会活動の充実
		2 将来の教育環境の在り方の検討	・将来的な学校施設の在り方の研究 ・教育施設・設備の充実 ・小中一貫教育の推進充実 ・那賀高校との連携強化 ・就学援助の周知 ・通学対策の充実 ・給食施設の効率的な運営
		3 人権教育の推進	・指導者の育成 ・人権啓発事業の推進 ・男女共同参画の推進
	【2】 自らの学び力で、新しい一歩を切り拓く ～子ども×未来～	1 幼児教育の振興	・幼児教育の充実 ・質の高い教育・保育の確保 ・保幼小(保育・幼児教育・小学校教育)の連携・接続の推進 ・安全管理の推進 ・幼児教育体制の展望
		2 学校教育の充実	・基礎・基本の学力の定着 ・コミュニケーション能力の向上 ・外国語活動の推進 ・ICTを活用した情報教育の充実 ・キャリア教育の推進 ・環境教育の推進 ・道徳教育の推進 ・人権教育の推進 ・ふるさと教育の推進 ・運動習慣の定着、体力の向上 ・中学校の部活動の活性化 ・食育の推進 ・健康教育の推進 ・社会性の醸成 ・いじめ・不登校対策の推進 ・教職員の指導力向上 ・防災教育、危機管理能力の育成(児童生徒の安全確保)
		3 特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進	・教育支援委員会の充実 ・相談支援体制の充実 ・教育的ニーズに応じた支援 ・地域協力体制の確立
	【3】 知って、感じて、伝える力で、地域が輝く～文化×機会～	1 住民の主体的な活動の支援	・指導者の育成 ・学習情報の提供 ・団体・サークルの育成 ・学習意欲の喚起
		2 生涯学習機会の創出	・生涯学習プログラムの充実 ・自主講座の拡大 ・学習活動と団体活動の連携 ・図書館機能の見直しと充実
		3 運動、スポーツを通じた健康・体力づくりの推進	・運動やスポーツの普及(運動の習慣化の定着) ・運動施設・設備の充実 ・新たな運動・スポーツ事業の検討 ・スポーツ団体等への支援
		4 郷土文化の継承と文化活動の活性化	・文化行事の充実 ・文化施設の活用と文化事業の充実(相生森林美術館) ・伝統芸能の保存と継承 ・文化財の保護と活用
		5 生涯学習施設の機能強化	・公民館、体育施設の改修・改築 ・維持管理の適正化 ・利用しやすい運営方法の構築

第4章 基本施策

目標1 想像力を育み、新たな価値を創造する～家庭×地域～

目標指標

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
放課後子どもクラブを 全授業日に実施している学校数	3校	3校(現状維持)
小中一貫教育の学校数	1校	1校(現状維持)

1-1 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

現状 と 課題

全国的に、コミュニティスクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動の推進により、地域とともにある学校づくりが進展しています。また、部活動の地域展開が進められるなど、地域全体で子どもを育む姿勢が求められています。

本計画の策定にあたって実施したアンケートでは、保護者の64.2%が自身の子ども時代に比べて「地域との関わりが弱くなっている」と感じており、その原因として「仕事などで忙しく顔を合わせる機会が少ない」「地域や他人に干渉しない風潮がある」といった点が挙げられています。一方で、地域の教育力を高めるための取組として、住民からは「地域の大人が子どもに関心を持ち、声をかけること」、保護者からは「子ども同士が地域で遊べる環境づくり」を求める声が多く挙がっています。

これらを踏まえ、地域全体で子どもを育むためには、学校・家庭・地域の接点を創出するとともに、子どもたちが安心して成長できる環境を整備することが重要です。

本町では、保護者と教職員が協力して学校教育の振興に努めています。中でもPTAは、児童生徒の校外における生活指導や地域における教育環境を確保する役割を担っています。また、各校に広報部、研修部、保健体育部、教育安全部等を設置し、人権教育や広報誌の発行のほか、球技大会の開催、体育行事や料理教室、校内美化活動等の共同活動を実施しています。

加えて、地域と学校の連携・協働体制構築事業として、コミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、子どもたちの安全と成長を守るため、地域ぐるみの学習支援や体験活動を実施しています。

人口減少の進行する中で、子どもたちの体験機会を確保し、教育環境を維持するため、学校・家庭・地域の連携は一層重要性を増しています。一方で、教育を担う地域人材の育成や確保が課題となっています。

方向性

子どもたちの教育は、学校・家庭・地域のそれぞれが大切な役割を担っています。そのため、地域社会全体で子どもを育てていくという視点を持つことが重要です。

また、近年の子どもを取り巻く課題として、規範意識の希薄化、コミュニケーション能力の低下、インターネットやSNSへの依存症等が指摘されています。それらの解決には、学校・家庭・地域の連携をより一層強化する必要があります。

地域人材の積極的な登用を推進する一方で、子どもの安全を確実に守るため、人材の身元保証や研修の実施を検討します。

主な事業

■ゲストティーチャーの充実・活用

- 地域の伝統・文化への理解を深めるため、地域の有識者や先人の生き方にふれる機会を増やす学習や活動を充実させる。
- 教育委員会・学校が町内の有識者・各種団体や企業との連携を密にして、教育活動への支援を要請し、ゲストティーチャーの充実を図る。また、必要に応じて、「人材マップ」等の作成を推進する。

■PTAとの連携強化

- 美化活動や体育的・文化的活動等、保護者と児童生徒、教職員が協働できる活動を計画・実施する。

■学校運営体制の充実

- コミュニティスクール(学校運営協議会)を設置し、地域住民や保護者が学校運営に参画することで、地域とともにある学校づくりを推進する。

■施設開放の推進

- 図書室や調理室、体育館や講堂等の施設について、防犯上の問題を十分に考慮した上で開放する。
- 学校施設利用に対する地域ニーズを必要に応じて把握する。

■部活動の地域展開

- 外部人材の活用について、早期に検討を行い、中学校における部活動の存続と生徒の活動機会の確保を図る。

■家庭の教育力の向上支援

- 基本的な生活習慣や家庭学習の充実を図るため、家庭と学校の連携を支援する。
- 家庭と連携し、「早寝早起き朝ご飯」の普及に取り組むとともに、食育を実施する。

-
- 教育委員会で、家庭と認定こども園、小・中学校との連携を深めるため、関係機関との連携を一層図る。

■青少年健全育成の推進

- センターだよりの発行やパンフレットの配布、スクールガードリーダーの学校訪問等、青少年相談活動の周知を図る。
- 街頭補導活動を強化する。
- 生徒指導主事主体の会を定期的に開催し、非行を早期発見するとともに、指導体制の充実を図る。
- 青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して推進する。

■放課後子どもクラブの充実

- 町立各小学校すべての児童を対象に、子どもクラブ(子供教室)を全授業日に実施する。特殊な時間割の際は、学校と協議の上、実施を検討する。
- 教育委員会で、各子どもクラブの運営と充実を図る。
- 安全管理員同士の交流、長期休暇(夏休み)の合同実施等、各子どもクラブの児童及び管理員の交流を推進する。

■教育委員会活動の充実

- 教育委員会の事務管理及び執行状況の点検のため、事業評価の実施を検討する。
- 上記の結果に基づく報告書を作成し、必要に応じて公表する。
- 各学校の情報をきめ細かく住民に知らせるよう、広報やホームページの充実を小・中学校、那賀高校に要請する。

■メディアコントロールの普及啓発

- 子どもが適切にインターネットを利用できるよう、家庭向けに周知・啓発を行う。
 - 関係機関と連携し、メディア利用が子どもの健康や生活習慣に与える影響について学ぶ機会を提供する。
-

1-2 将来の教育環境の在り方の検討

現状 と 課題

本町の現状として、人口減少に伴い、児童生徒数の減少が進行しています。今後とも一層の減少が予想されることから、将来を見据えた適正な学校配置が重要な課題となっています。

将来的な学校施設の在り方については、スクールバスの運行状況(長時間通学の負担や運行管理の労力)や地域の実情に沿った解決方法を模索し、児童生徒にとって最適な教育環境となるよう協議を進めます。

学校給食については、驚敷・相生の2施設を統合し、令和4年に相生地区に新施設(那賀町学校給食センター)が完成しました。今後は給食費無償化の実現に向けた財政的な検討が必要です。

方向性

学校経営が組織的に行われる体制を充実させるとともに、施設・設備等の計画的な整備を図り、適正な学習環境づくりを推進します。また、GIGAスクール構想に基づくICT環境を整備します。

小中一貫教育の9年間を見通した教育課程を編成し、一貫した指導を丁寧に行います。

那賀高校との交流により、地域における学びの一層の活性化を図ります。

主な 事業

■将来的な学校施設の在り方の研究

- 学校との意見交換を十分に行いながら、検討体制を構築する。
- 上記体制のもと、学校の適正規模・適正配置、通学区域、通学手段、施設の効率的な維持管理等について協議を行う。

■教育施設・設備の充実

- 児童生徒の1人1台端末の計画的な更新やインターネット・校内LANの整備を実施し、GIGAスクール構想に基づくICT環境を維持する。
- 施設台帳を基に、老朽化度合いや、修繕履歴を記した施設カルテを作成し、改修の緊急性や必要性を協議する。
- 地元施設の概況に詳しい分室と連携し、適切な管理体制を再構築する。
- 長寿命化計画に基づく学校改修、設備の計画的な更新と非構造部材(天井・照明等)の耐震化を推進する。

■小中一貫教育の推進充実

- 小中一貫教育の推進充実を図る。

■那賀高校との連携強化

- 那賀町高校教育振興協議会を設置し、魅力ある那賀高校の創造を支援する。
- 那賀菊寮を平成23年、竜峰寮を平成29年に開設し、自宅からの通学が困難な女子バレーボール部員、男子野球部員及び男子カヌー部員を受け入れている。寮費の補助制度を設け、那賀高校の存続堅持に努めている。
- 那賀高校、認定こども園、小・中学校の児童生徒同士や、教職員同士の交流を推進する。
- 那賀高校と地域、団体、企業等の交流と連携を深める。
- 中高一貫教育の一層の充実を図るため、相乗り入れ授業の実施や各種委員会活動の活性化を図る。

■就学援助の周知

- 各家庭に就学援助制度の周知を継続して実施する。

■通学対策の充実

- 児童生徒の状況に対応して、スクールバス路線を見直す。
- 校区の拡大に伴う負担を考慮し、スクールバスの効率的かつ持続的な運用を図る。
- 緊急時・災害時の場合は、状況に応じたスクールバス運行を図る。

■給食施設の効率的な運営

- 費用対効果を十分に検討しながら、給食センター及び給食共同調理場の施設の修繕と厨房機器のメンテナンスを実施する。
 - 効率的な運営で経費削減に努め、給食費の完全無償化を含む負担軽減に向けて検討する。
-

1-3 人権教育の推進

現状 と 課題

人権とは、生まれながらにしてすべての人が有する権利であり、差別や不当な扱いを受けないこと、等しく尊厳ある扱いを受けることを指します。人権教育は、この考え方を学び、他者への共感や多様性の尊重、自己の権利と責任を理解するための教育です。

学校における人権教育は、いじめの未然防止や差別の解消、被害の早期発見・対応、安心して学べる学校づくりにつながる重要な基盤であり、子どもが将来、自分や他者の大切さを認識し、尊重しながら社会で自立して生きるための力を育てます。

保護者アンケートでは、子どもに将来なってほしい姿として、「まわりの人への思いやりがある人」(55.2%)が最多でした。この結果からも、人権教育の期待される役割は大きいと考えられます。

本町の人権教育は、那賀町人権教育推進協議会を中心に活動を推進しており、各種団体や会合等での人権啓発グッズの配布や、各小・中学校における児童生徒、保護者、地域住民を対象にした人権教育・人権啓発活動を支援しています。また、婦人会の加盟組織単位に班別婦人学級として要望のある組織に対して、教育委員会の職員による人権講座を随時開催しています。

人権教育にかかる指導者育成の一環として、毎年度、徳島県教育委員会の人権指導者研修会に教育委員会や各種団体の職員を派遣するとともに、各種大会や研修会にも参加しています。しかし、職員の異動や団体の役員改選が定期的にあるために長期的な研修が受けられず、指導者として指導できるまでには至っていないのが現状です。

全国的にみると、今なお、結婚や就職の際の差別、インターネット上での悪質な差別事件等が発生しています。また、障がいや病気に対する偏見、子どもたちの間のいじめ、高齢者や児童への虐待、企業・組織・地縁団体等での性別による格差といったことも、人権への正しい理解がなされていないことが根底にあると考えられます。

一方、人権尊重に対する意識は、国内だけでなく国際社会においてもより強く求められています。こうした時代潮流を視野に入れた取組が求められる今、潜在的な差別や偏見の意識を解消していくために、住民一人ひとりが人権問題の解決に向けてどれだけ自分の問題として取り組めるかが重要なカギとなります。

方向性

「那賀町人権教育・啓発推進基本計画」や「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」との整合性を図りながら、人権教育を推進します。

講演会やワークショップ等の開催により指導者の育成を図ります。各学校においては学校ごとに特色のある研修を実施し、意識啓発に取り組めます。

■指導者の育成

- 町人権推進協議会、教育委員会、町職員を中心とした指導者研修を行い、自分の受け持つ身近な団体から、少しずつ実践を積み重ねていくことに努める。
- 各校独自の人権教育を支援し、未来の指導者育成に努める。

■人権啓発事業の推進

- 学校における人権教育を一層推進するため、学校単位の事業支援を継続する。
- 成人に対し、自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成、発展させることを目的に、町全体の人権大会の開催に努める。
- 「那賀町人権教育・啓発推進基本計画」や徳島県の推進計画に基づく人権啓発事業を推進し、子どもから高齢者まで、すべての町民の人権が尊重されるまちづくりを目指す。
- 「那賀町こども計画」と連携を図り、子どもの権利が尊重される人権教育に取り組む。

■男女共同参画の推進

- 職場・学校・家庭・地域で、性別に関係なくそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を行う。
- 男女共同参画社会づくりのため、地域力及び家庭生活向上に向けた人権学習を行い、意識啓発に努める。
- 男女差別や多様な性の在り方についての学習を行い、意識啓発に努める。

目標2 自らの学ぶ力で、新しい一歩を切り拓く～子ども×未来～

目標指標

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
情報教育に関する教職員研修の回数	1回	5年間で10回
特別支援小委員会の組織づくり	未設立	組織の設立

2-1 幼児教育の振興

現状 と 課題

幼児期の教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達を図り、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。特定教育・保育施設において提供する幼児教育及び保育は、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえて行う必要があります。また、家庭や地域での生活を含めた子どもの生活全体が豊かになるように努めなければなりません。

本町では、乳幼児期の教育・保育を一体化させるため、平成27年度に町立保育所と幼稚園を「認定こども園(幼保連携型認定こども園)」へ移行し、認定こども園の所管も実質、町長(保育)部局へ一元化しました。また、令和3年度に、一層の運営体制の一元化を目的として、町内に2類型あった認定こども園をすべて「保育所型認定こども園」へ統一しました。本町独自の取組である「子どもの育ち発見シート」を活用し、家庭と情報共有・連携を図っています。

今後、保育の需要と供給との適切な均衡を図りつつ、また全域で進む少子化の状況において、社会的規範や豊かな感受性、他者とのかかわり方(社会性・コミュニケーション能力・基本的な生活習慣等)を獲得するための機会や環境(集団生活)を提供する体制づくりが大きな課題となります。

方向性

平成29年3月に改訂された「幼稚園教育要領」・「保育所保育指針」・「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の趣旨及び内容を踏まえ、幼児教育・保育の推進を図ります。また、「徳島県幼児教育振興アクションプランⅣ」を踏まえ、地域の実態や特色を踏まえた幼児教育振興事業に取り組みます。

主な 事業

■幼児教育の充実

- 教育・保育課程に沿い、子どもの主体性を育むための環境や体験活動を提供する。
- 生涯にわたり心身ともに豊かな生活を送れるよう、食育及び体力向上に取り組む。

-
- 家庭、那賀町保健センターと連携し、園児一人ひとりの発達に応じた支援を行う。
 - 豊かな自然体験や特色ある地域交流・文化体験を提供する。
 - 子どもの育ちを家庭や地域と共有するため、指導計画やその内容の情報開示を行う。
 - 特別な支援を必要とする幼児及び家庭について、教育的ニーズの把握と情報共有・連携を図り、個別計画の作成及び支援を行う。

■質の高い教育・保育の確保

- 保育教諭等による各種研修の参加や成果発表の機会を保障し、資質向上を図る。
- 園内研修等で活動や子どもの姿を振り返り、指導計画や指導方法を見直す。
- 保育教諭等のキャリアアップや施設全体の資質向上のため、目標設定と自己評価を行う。
- 利用者による評価を定期的実施し、その内容を公表し改善を図る。
- 第三者評価の導入を進め、教育・保育施設としての健全な機能を保持する。

■保幼小(保育・幼児教育・小学校教育)の連携・接続の推進

- 那賀町園小連携推進協議会を設置し、共通のカリキュラム(アプローチ・スタートカリキュラム)を用いた合同研修等で、施設間の相互理解を深める。
- 交流活動や相互参観を通じて子どもの姿や学びを共有することで、一人ひとりの発達に応じた支援や指導についての情報交換や考察・研究を行う。
- 小学校進学時に「認定こども園 園児指導要録」や「個別の指導計画」等により、情報共有と適切な伝達を行う。

■安全管理の推進

- 認定こども園での緊急時の避難計画・対応方針の構築・見直しを行う。
- 認定こども園での健康対策を行う。
- 認定こども園での防犯、安全対策を行う。阿南警察署と連携した交通安全教室、職員研修等を実施する。

■幼児教育体制の展望

- 持続的に適切で質の高い幼児教育環境が提供できるよう、地域や組織の状況に合わせた体制構築の見直しを柔軟に行う。
 - スクールバスの共同利用や保育教諭等の調整・確保について、関係機関と連携を図る。
-

2-2 学校教育の充実

現状 と 課題

急速に変化する社会において、変化に柔軟に適応し、新たな課題を発見・解決できる、自ら未来を拓く力を育む教育が求められています。

保護者アンケートで本町の小・中学校に期待することを尋ねたところ、「わかりやすい授業を実践する」(63%)、「子どもの悩み(友だち関係・いじめ・進路・非行など)に真摯に対応する」(46.1%)などが上位に挙がりました。また、各教科の学習以外に重点的に取り組むべきものとして、「コミュニケーション能力の育成」(63.3%)が挙がりました。

これらの結果から、学校教育には、「確かな学力の育成」を基本としながら、一人ひとりの子どもに向き合い、他者とのかかわりの中で成長させる役割が期待されているとうかがえます。

確かな学力だけでなく、子どもたちの豊かな心、そして健やかな体を育むことは、国や地方自治体に課せられた大きな使命の一つです。人格の最初の形成期といえる学齢期において、生きていく上での基礎的・基本的な知識と技能、思考力、判断力、表現力、道徳的価値、健康・体力を身に付け、自らの個性を自ら磨く力を付けることが重要です。

本町の学校教育の現状は、確かな学力の育成に向けて、通常授業のほか、長期休みを利用した夏期補習学習等を実践しています。また、学校と家庭の連携による基本的な生活習慣の定着に取り組んでおり、PTA総会時での「家庭学習の手引き」の配布等によって、各家庭の理解が徐々に進んでいる状況です。さらに、小学校では外国語科・外国語活動が実施され、外国語指導助手(ALT)2名が巡回授業を行うなど、学習環境の向上を図っています。

豊かな心の育成に向けては、本町の特色を生かしたふるさとを知る活動や体験する活動、創造する活動を展開し、大きな成果を挙げています。

健やかな体の育成に向けて、本町は“食育”に力を入れており、各校で食育全体計画を策定しています。給食だけでなく、授業に食育を取り入れながら、食べることや食材を育てることの大切さを認識し、喜びが得られる体験を通じて、児童生徒の豊かな人格を育てる教育を行っています。

その一方で、各学校の児童生徒数の減少により、子ども同士で切磋琢磨する機会が減少しました。向上心、社会性、コミュニケーション能力を養う機会が不足しがちなこと、クラブ活動や部活動の種目が自由に選択できないことのほか、体力や運動能力が低いことなどが指摘されています。

こうした町全体の課題に加え、各教科等での指導上の課題を踏まえた上で、それぞれの教育課程において最新の知見と地域の特性との調和を図りながら、安全な環境の中で子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の充実を図る必要があります。

方向性

高度情報化やグローバル化の進展等、激しく変化する社会で子どもたちが力強く生き抜くためには、「生きる力」を育むことが必要です。「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を確実に育成する教育の充実を図ります。

ICT(情報通信技術)を活用した教育を推進し、豊かな語学力、コミュニケーション能力を身に付けた、変化に柔軟に対応できるグローバル人材の育成を目指します。同時に、情報を適切に活用する力を育むため、情報モラル教育に注力します。

ふるさと学習を通して、先人への理解を深め、郷土に対する愛着と誇り、伝統文化を大切にする心を養うとともに、新たな時代をたくましく生きる志を持った子どもの育成に努めます。

教職員は児童生徒の実態に応じて、指導方法の工夫を図るとともに、指導力の向上に努めます。

防災教育や避難訓練等を通して安全に生活していくための知識や態度、能力を育てるとともに、地域の避難所として設備の充実を図ります。

主な事業

■基礎・基本の学力の定着

- 反復、復習や個別指導を通して基礎的な知識や技能の習得を図る。TT授業を行う。
- 目当ての提示や振り返り学習、ユニバーサルデザインの手法を取り入れ、基礎的・基本的な知識・技能の習得に取り組む。
- 基礎学力の向上のため、国語力の育成、読書の習慣化の推進に取り組む。また、学習内容の確実な習得のための手立ての工夫等、指導の重点化を図る。
- 全国学力学習状況調査や徳島県ステップアップテストにおける課題分野等を把握・分析し、学習指導の改善・充実を学校経営方針に掲げる。
- 自ら進んで行う家庭学習の習慣化等、家庭と学校との連携により、基本的な生活習慣・家庭学習の大切さの普及に取り組む。
- 「主体的な学び」の創造に向け、自ら課題の解決に対する探究的な活動である「課題発見・解決学習」等を推進することにより、教育活動の充実を図る。

■コミュニケーション能力の向上

- 言語、制作、描写、音楽、身体活動等を通じて、豊かな表現力とコミュニケーション能力の育成に取り組む。
- すべての教科に書く・話す等の言語活動や主体的な学びを取り入れ、表現力やコミュニケーション力の育成に取り組む。
- スポーツ広場で学校間の交流を深め、コミュニケーションを図ることで、豊かな感性を育てる。

-
- 社会体験、職場体験の充実を図るとともに、人材マップの充実を図る。
 - 自己表現力と自他を尊重する心を育てること、より良い人間関係を築く力を育成することに重点を置いた話し合い活動を実施する。
 - 小・中学校で主体的・協働的学習活動を取り入れた授業を進める。
 - 1人1台端末等、新しい情報通信技術を活用し、広く学校間交流を推進する。

■外国語活動の推進

- 教育委員会、学校、ALTを交えて効果的な指導方法を検討し、実施する。
- 9年間の学びの連続性を踏まえた外国語科への指導・評価の研究と実践を推進する。

■ICTを活用した情報教育の充実

- 電子黒板、1人1台端末(タブレット)等の機器やデジタル教科書、情報通信ネットワーク等の適切な活用や、それらを駆使した教材開発や授業づくり等の推進を図る。
- 教育委員会で、ICTの特性及び情報機器の活用に関する教職員研修を実施する。
- 1人1台端末の貸出により、保護者・家庭と連携して情報モラル教育を徹底する。情報を「収集し取捨選択する」「活用する」「発信する」力の育成、及び年間指導計画の作成と検証による改善を実施する。

■キャリア教育の推進

- 学校ごとに定める「キャリア教育全体計画」に基づき、職場体験学習や講演・出前授業を通じて自分らしい生き方を考え、実現する力を育てる。
- 各教科において、児童生徒の社会形成能力・自己管理能力・課題対応能力・キャリアプランニング能力の育成に努める。
- 金融教育を通じ、金融リテラシー(投資や貯蓄など、金融に関する知識や判断力)を身に付け、経済的に自立したより良い生活を送る力の育成を図る。

■環境教育の推進

- 各校が校区における環境問題について協議し、学校や地域の実態に合わせて環境教育に取り組む。
- エネルギー問題の重要性を勘案し、教育委員会から光熱費等の一層の節約を学校や家庭に呼びかける。家庭への呼びかけにはチラシ等を活用する。
- 関係機関や町内で行われる森林保全活動と連携を図り、森林での学習活動を積極的に行い、森林環境保全の意識を高める。

■道徳教育の推進

- 福祉施設訪問やボランティア活動、地域の行事への参加等、体験的な学習を通して、道徳的実践力を育てる。
- 家庭や地域との連携を深めることによって道徳教育を推進する。
- ふるさとを愛する心や命を大切にする心、他人を思いやる心等豊かな心を育てることにより、自尊感情や自己有用感の育成に取り組む。
- 各校において、学校や地域の実態に合わせて、保護者とのふれあい活動を実施する。

■人権教育の推進

- 人権尊重を基盤とする教育を展開できるよう、人権教育年間計画に沿った組織的・系統的な人権教育を推進し、態度化・行動化に結び付く指導の充実を図る。
- 学校が中心となり、人権講演会・意見発表会・コンサート・映画等を開催し、町人権推進協議会等との連携の場を充実させる。
- 教職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付けられるよう、研修の機会の確保や研修内容の充実に努める。

■ふるさと教育の推進

- ボランティア活動や自然体験等の体験的活動や地域教材による授業の実践を通して、ふるさとを見つめ、ふるさとに誇りを持つ子どもを育てる。
- ふるさとのために自分たちができることを考え、地域に貢献できる子どもを育てる。
- 「ふるさと学習」の成果として、本町を題材にした作文を書き、ふるさとを深く見つめ、ふるさとへの愛着を持つ子どもを育てる。

■運動習慣の定着、体力の向上

- 体育の授業時数の確保と指導内容の体系化を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質能力を培う。また、教育委員会でスポーツイベントの回数を増やすとともに、質の向上に努める。
- 全校児童生徒を対象とした県小・中学校新体力テストを継続的に実施・分析し、課題を明らかにして体力の向上を図る。
- 県小・中教研体育部会の研究テーマについての研究と実践を行い、成果と課題を明らかにし、運動に親しむ資質や能力の育成、体力の向上、健康の保持増進を図る。
- 体育科の目標を踏まえた全体計画や年間計画の作成や改善、実施を行う。

■中学校の部活動の活性化

- 生徒数の減少に対し、学校間合同チームの編成等を協議しながら、既存の部活動の維持に努める。状況に応じて、個人競技を中心とした部活動への移行を検討する。
- 地域の人材活用を積極的に行い、スポーツ指導者と学校との連携を進める。

■食育の推進

- 地元企業と連携し、学校給食の献立に本町の郷土料理や地場産物を取り入れる。
- 各校が策定する「食育全体計画」に基づき、家庭や地域と連携した食育の推進を図る。
- 郷土食にふれることのできる学校給食を継続する。
- 栄養教諭・学校栄養職員と学校が緊密に連携し、子どもへの指導及び家庭への啓発を行う。

■健康教育の推進

- 本町で統一した小・中学校9年間を通した保健調査票を策定し、小・中学校が連携して児童生徒の健康管理に当たる。
- 定期健康診断を継続して実施し、児童生徒の健康状態を継続的に把握する。
- 学校保健委員会、学校保健連合会の充実を図る。
- 成長曲線、運動器検診、色覚検査等を有効に活用するために、職員研修の実施を検討する。
- 飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育を継続する。

■社会性の醸成

- 宿泊学習体験やインターネットを活用した学校間交流等により、児童生徒の社会性の育成に取り組む。
- 集団宿泊学習の充実を図る。

■いじめ・不登校対策の推進

- 那賀町青少年健全育成センターにおける少年相談活動の一層の周知を図る。
 - 不登校やいじめ等の相談に対し、育成センター推進員による支援を継続する。スクールガードリーダーが定期的に訪問し、情報交換を行う。
 - 巡回相談やカウンセリングの増加を促進する。
 - 情緒教育・環境教育に重点を置き、自尊感情・自己有用感の育成を図る。
 - 家庭や地域との連携を密にする。
-

■教職員の指導力向上

- 年2回の面談実施等、全教職員を対象に育成・評価システムを実施する。
- 今日の教育課題に応えることができるように、学び続ける教職員の育成と授業力等の資質向上に向けた効果的な研修を実施する。
- 学校長が示す学校目標を見据えた個人目標を教職員全員が学校長と面談を行った上で設定し、自己評価を行う。
- 教職員の言動によって教育や学校への信頼が失われることがないよう、教職員の人権意識とコンプライアンス意識の向上を図る。
- 教育委員会で、町内の小・中学校に在職する教職員で組織する那賀郡教育会の活動を支援する。
- 那賀郡教育会が実施する研究大会を支援する。
- 1年間の教育活動の成果と課題を研究論文や実践報告としてまとめる。

■防災教育、危機管理能力の育成(児童生徒の安全確保)

- 災害の種類に応じた避難訓練を定期的実施する。また、児童生徒の防災意識向上のため、啓発に取り組む。
 - 社会福祉協議会と連携し、避難所設営や学校再開等についての研修を実施する。
 - 地域自主防災会や行政と連携を図り、合同避難訓練を実施する。
 - 避難所となっている学校に防災用品、備蓄食料を配置する。
 - 危機管理マニュアル(災害、不審者、食中毒、校内事故、感染症等)の定期的な見直しを進める。教育委員会による危機管理マニュアル作成を検討する。
-

2-3 特別な支援を必要とする子どもへの教育の推進

現状 と 課題

多様な教育的ニーズに応じた支援の充実と、互いの違いを認め合いながら共に学ぶインクルーシブ教育の推進が重視されています。障がいや発達特性、日本語能力など、一人ひとりの特性に応じた「個別最適な学び」と、他者と互いに高め合う「協働的な学び」の一体的な充実を通じて、すべての子どもの能力と可能性を最大限に伸ばす教育が求められています。

本町では、就学前において、認定こども園で障がいのある子どもを受け入れています。学齢期を迎えるにあたり、就学に際しては保護者の意向を確認し、本町の教育支援委員会の決定を経て、個別の状況に応じた就学指導を行っています。また、令和7年度現在、小・中学校において、知的障がい4学級、自閉症・情緒障がい4学級、肢体不自由1学級、難聴1学級の特別支援学級を設置しています(小・中学校合計)。

認定こども園や小・中学校においては、特別支援教育コーディネーターを任命し、園長・校長を中心に校内支援委員会が設置されています。この委員会において、支援を必要とする子どもたちの継続的な実態把握と具体的な支援方法を検討し、保護者と相談しながら個別の指導計画を作成しています。教職員は特別支援教育に関する研修会に参加し、子ども一人ひとりにきめ細やかな配慮が行えるよう、自らの資質の向上に努めています。

教育委員会では、那賀町特別支援教育連携協議会を設置しています。今後、当協議会と町内の関係機関・特別支援学級担当者や各校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図っていくことが重要です。

方向性

特別な支援を必要とする子どもについては、教育相談体制の充実に努める等、一人ひとりにきめ細やかに対応できる体制を強化します。保育・教育を通じて、切れ目ない支援の一層の充実を図ります。

また、関係機関と連携して支援に努めます。

主な 事業

■教育支援委員会の充実

- 問題の早期発見と改善に努め、児童生徒のより良い教育環境づくりに取り組む。
- 那賀町特別支援教育推進委員会を組織し、関係機関等の役割を明確にした上で、継続的な実態把握と切れ目ない支援の充実に取り組む。

■相談支援体制の充実

- 那賀町特別支援教育連携協議会を設置し、各中学校校区を単位として学校間の連携を密にするとともに、町全体での情報交換や研修の機会を充実する。

-
- 個別の教育支援計画を支援の必要なすべての子どもに対して作成し、就学前から学齢期終了までの一貫した支援体制の強化を図る。

■教育的ニーズに応じた支援

- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図る。
- 巡回相談員や関係機関との連携を図りながら特別支援教育の充実に努める。
- 「インクルーシブ教育システム」を理解し、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと共に教育を受けられる体制づくりを進める。
- 「個別の教育支援計画」の作成を継続し、より良い支援を行う。
- 郡内各学校間での交流学習の充実・発展に努める。
- 保護者、関係機関との連携を図る。
- 1人1台端末を活用したオンライン学習の充実を進め、学びの保障に努める。

■地域協力体制の確立

- 那賀町特別支援教育連携協議会の定期開催を継続する。
-

目標3 知って、感じて、伝える力で、地域が輝く～文化×機会～

目標指標

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
自主講座数	6件	10件
スポーツ教室数	7件	10件
農村舞台公演の来場者数	950人	1,000人

3-1 住民の主体的な活動の支援

現状 と 課題

本計画の策定にあたって実施した住民意識調査のうち、住民対象のアンケートでは、学びたいときに学べるようにする取組として、「気軽に学習に取り組める雰囲気づくり」(49.3%)が最多で挙げられています。「だれでも」「いつでも」「どこでも」活動できる環境づくりに向けて、町(行政)は住民の主体性を支援し、住民や団体の主体的な活動を活性化していくことが重要です。

これまで、本町の生涯学習活動は、子ども会、青年団、婦人会、文化協会等の団体を中心にそれぞれの活動の一つとして展開されてきましたが、近年は住民が主体的にグループやサークルをつくり、生涯学習や地域づくり活動を行っています。従来の青年団や婦人会に代わり、住民グループがリーダー的な存在になりつつある状況です。町(行政)は、町広報誌「広報なか」や那賀町CATVで、住民に団体の行事等の案内や事業報告といった情報を提供しています。

今後も自主的な活動の活性化に向け、各種団体の活動や情報提供の支援に取り組めます。

方向性

誰もが豊かな生き方を実現するためには、生涯にわたって学び、学習活動や文化・芸術・スポーツ活動等に参加する機会や環境の充実が重要です。

関係団体等と協力し、活動推進のため助成を充実させるとともに、新規設立団体との連携を図り、幅広く地域のリーダーを育成することに努めます。

また、学習情報の提供を図るとともに、郷土の文化活動の発信を町内外へ広く行える環境づくりに取り組めます。

■指導者の育成

- 青年団や婦人会、各種団体等との連携を密にし、研修会等を実施することで、地域のリーダー育成に取り組む。また、新規設立団体の取り込みを図る。
- 少子高齢化に伴う団体員減少を見据え、指導者育成マニュアルの作成等を進める。

■学習情報の提供

- 町広報誌、ホームページ、SNSを活用して情報の提供を図る。
- 関係機関と連携し、町内外に広く文化活動の情報を発信できる環境を整備する。

■団体・サークルの育成

- 団体同士の共催事業等の企画及び実施、各種団体が参加しやすい体制づくりを支援する。
- 各団体の事業計画と成果に基づく適切な費用助成を行う。

■学習意欲の喚起

- 町全体の文化祭や生涯学習大会など、全体の発表の場の創設を協議・検討する。
- 他分野(教育、福祉、防災、産業等)との連携を進める。

3-2 生涯学習機会の創出

現状 と 課題

「人生100年時代」が到来し、リカレント教育をはじめ、生涯にわたって学び続けることの重要性が高まっています。

住民アンケートでは、直近1年間に生涯学習を行った人が約3割に対し、行っていない人は6割となっていました。生涯学習を行っていない理由として、「時間に余裕がない」(34.4%)、「年齢的・体力的に難しい」(25.2%)、「参加したいと思う講座や活動がない」(22.9%)が挙げられています。今後学習してみたい分野では、「スポーツ・レクリエーション」(26.1%)に次いで「特にない」(21.8%)が多くなっています。生涯学習が住民に浸透しきっていない現状がうかがえます。

本町の生涯学習講座は、住民からの要望を受け講座を開催しており、伝統芸能・文化はもとより、パソコン・スマホ教室等、時代に則したメニューを提供できるよう心がけています。令和7年度は21講座(30教室)を開催し、幅広い年代の住民が参加しています。また、地域性も考慮し、日程や開催場所等、住民が参加しやすい環境づくりにも努めています。

中山間地域において貴重な文化施設に位置付けられる図書館ですが、町内には木頭地区に木頭図書館、鷺敷地区に鷺敷図書室があります。木頭図書館では、町内の読み聞かせボランティアグループと提携した「お話し会」の開催や閲覧室前ロビーでの展示を行っています。

これらの現状を踏まえ、今後の生涯学習に必要な取組は、生涯学習への意欲喚起を図るとともに、参加しやすく興味を引く講座を開催することと考えられます。また、住民の知的好奇心や探究心を高めるため、住民の求める図書館機能の充実を図ることも必要です。

方向性

生涯学習を推進する体制の充実を図るとともに、町民の学習の需要に応えられる環境づくりを目指します。

また、図書館・図書室について、機能の見直しと充実、スムーズな情報提供等を通し、利用啓発を図ります。

主な 事業

■生涯学習プログラムの充実

- 教育委員会で住民の学習ニーズを適切に把握する。
- 生涯学習と高齢者中心の「生きがい教室」との事業目的の精査を行い、再編を進め生涯学習の目的達成を図る。
- 開催日程・時間帯を調整し、誰もが参加しやすい講座の開催に努める。
- 講座の難易度や開催時間、講師の交通費等を十分に勘案し、謝礼金の決定を行う。

-
- 費用対効果に見合う少人数教室の在り方について、検討を進める。

■自主講座の拡大

- 自主講座の設立と運営への支援を行う。
- 地域資源の把握を進め、住民と協力し、地域づくりやまちづくりに貢献できる機会を創出する。

■学習活動と団体活動の連携

- 生涯学習講座と文化協会等との連携強化(共生)を図る。

■図書館機能の見直しと充実

- 蔵書・機能の充実を図る。また、新刊情報の広報に注力する。
 - ICT活用や町内外の図書館・図書室との連携で、情報提供の充実を図る。
 - 図書館主催の読書会やロビー展示を継続し、交流を図る。
 - 職員研修や業務内容の見直しで、適切なレファレンスサービスを可能にする職員体制の充実を図る。
-

3-3 運動、スポーツを通じた健康・体力づくりの推進

現状 と 課題

健康寿命の延伸や地域コミュニティの再生において、スポーツ活動の役割が注目されており、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツ環境の整備が求められます。特に、高齢化率が50%台にある本町において、健康・体力づくりや介護予防の観点からもスポーツやレクリエーション活動がもたらす役割は重要です。

住民アンケートでは、本町のスポーツ振興に求めることとして「高齢者の健康と交流の場づくり」(29.4%)が最多で挙げられました。また、今後開催してほしいスポーツ教室・講座の内容として「健康・体力づくりが中心の講座」(71.1%)が圧倒的多数を占めています。

現在、総合型地域スポーツクラブ(那賀よしクラブ)では、ポールストレッチやヨガを中心としたスポーツ教室を実施していますが、まだ本町には、誰もが気軽に参加できるような社会体育事業が少ないのが実情です。

一方で、令和6年4月にとくぎんトモニアリーナ那賀(那賀町総合体育館)がオープンし、ハード面において本町のスポーツ環境が向上しました。この機会に、ソフト面でも住民の健康志向に応えるプログラムの充実を図ることで、スポーツを通じた元気なまちづくりを目指します。

方向性

町民がスポーツに親しみ、楽しむことのできるスポーツ・レクリエーション活動、各種スポーツ大会等の充実を図ります。また、住民のニーズを把握し、体力向上や運動習慣の定着につながるスポーツ教室等の機会の提供に努めます。

本町の事業やスポーツ関係団体が実施する事業等の情報提供に努めます。

主な 事業

■運動やスポーツの普及(運動の習慣化の定着)

- スポーツ推進委員やスポーツ協会等と連携し、各種スポーツイベントの実施を検討する。
- 子どものスポーツ離れ等による体力低下を防止するため、様々なスポーツや遊びにふれる機会を提供し、運動習慣の定着を図る。
- 生涯にわたるスポーツ、年齢に応じたスポーツの普及と定着のため、気軽に参加できるスポーツ教室を開催する。
- スポーツ推進委員やスポーツ指導員の育成を図る。

■運動施設・設備の充実

- 多くの町民が利用できる機能を備えるため、既存施設の統廃合を含め計画的な改修と設備の充実を図る。

-
- とくぎんトモニアリーナ那賀（那賀町総合体育館）を拠点として活用し、住民の体力向上、運動習慣の定着に努める。

- 新たな運動・スポーツ事業の検討

- 本町に定着するイベントの開催に取り組む。

- スポーツ団体等への支援

- 各スポーツ団体の活動を支援し、全町的なスポーツ機運の向上と活動の活性化を図る。
-

3-4 郷土文化の継承と文化活動の活性化

現状 と 課題

文化財や伝統行事の継承について、住民アンケートでは「小中学校の授業での活用」(57.3%)や「子どもや若者向けの体験型プログラムの実施」(38.9%)を求める声が多く寄せられました。単に保存するだけでなく、次世代が「体験」し「学ぶ」教材として文化財を積極的に活用していくことが求められています。

文化活動の現状をみると、鷲敷・相生・上那賀・木頭地区において、各支部の文化協会を中心として文化祭等を開催しています。また、住民から俳句や短歌等の作品を集め、文芸誌「なか文芸」を毎年発刊しており、令和7年度で第21集となります。平成5年11月に開館した相生森林美術館は、木彫と木版画を収蔵する徳島県内では唯一の町立美術館であり、展覧会事業(常設展、企画展)、教育普及事業(講座等)、作品収集・保存事業の3事業が柱となっています。地元小学校と連携したワークショップを行うなど、地域に根ざした活動を実施しています。

伝統芸能活動の現状をみると、本町は江戸時代から続く人形浄瑠璃が非常に盛んであった地域で、現存する徳島県の農村舞台の約半数は本町のものです。令和7年度現在、6棟(北川舞台、坂州農村舞台、拝宮農村舞台、辺川神社農村舞台、八面神社農村舞台、鎌瀬農村舞台)で舞台公演が行われています。中でも木沢地区の坂州農村舞台は国の有形文化財の指定を受けており、人形浄瑠璃の保存と継承のため、木沢芸能振興会や、丹生谷清流座・那賀高校人形浄瑠璃部が活動しています。その一方で、過疎化と高齢化のために農村舞台の維持管理ができず、損傷も激しくなっているものもあります。町内の文化財は、旧町村時代の管理・保管状態のままとなっているものが多く、現状は施設等の損傷の激しい場所を修復しているだけとなっています。

新たな文化財として、平成29年3月に木頭和無田地区の阿波の太布製造技術、令和3年3月に阿波晩茶の製造技術が国の重要無形民俗文化財の指定を受け、衣食住と幅広い分野への広がりを見せています。そのほか、那賀町指定の無形民俗文化財として吹筒煙火・中山盆神踊りがあり、毎年保存会が活動しています。これらも町内外の情報発信等を通して、新たな人材を確保し、技術・文化の保存と継承をしていくことが課題です。芸術、文化、伝統芸能にふれる機会の少なさが住民の関心の低さにつながっていることも考えられることから、できる限り、芸術や文化活動にふれ、親しむ機会を増やすとともに、郷土の祭りや伝統行事の復活に向けて、必要に応じて県内外の専門機関の協力を仰ぎ、積極的に取り組むことが必要です。

方向性

地域に根付く伝統芸能・文化財を守り、記録化と後継者育成を図ります。また、農村舞台公演や伝統芸能公演、相生森林美術館の展覧会等を継続的に実施します。学校や地域団体、周辺施設との交流・連携を深めます。

文化資源の発信を強め、町内外からの活性化を図ります。

■文化行事の充実

- 教育委員会が主体となって町内各種団体の連携を強化し、町内全域での行事の開催について協議する。
- 町民が文化芸術に親しむため、伝統芸能公演等、文化行事の拡充を図る。
- 伝統芸能、伝統文化の継続的な実施を支援する。農村舞台を活用した公演を実施し、本町の文化資源のアピールに努める。

■文化施設の活用と文化事業の充実(相生森林美術館)

- 魅力的な展覧会の開催を継続する。また、企画展に応じた作家・研究者を招いて講演会等を実施する。
- 教育普及事業の講座内容を適宜検証しながら実施する。また、新規事業を企画する。
- 学校教育との連携による活動を積極的に進める。
- 作品収集事業の予算額を確保する。
- 施設設備を維持し、計画的な改修を行う。
- 専門職員の後継者の育成等、職員体制の確保を図る。
- 山のおもちゃ美術館と連携し、木育及び多世代交流拠点化を図る。
- ダム湖周辺施設や外部団体との連携、協働事業を推進する。

■伝統芸能の保存と継承

- 学校と連携した取組等を検討しながら、地域に伝わる伝統芸能、地域文化の後継者の育成を図る。
- 各地区及び伝統芸能(踊り等)、伝統工芸等後世に残すべきものを記録化し、保存と継承に努める。
- 農村舞台公演は、町の文化事業として定着しており、町外また県外からのリピーターも多く、また人形遣いの後継者も育っていることから、舞台公演を継続し、中長期的な計画に基づき農村舞台の保全を図る。
- 観光協会や観光事業者と連携し、町内にある農村舞台、美しい風景(自然資源)の中での人形浄瑠璃公演等の開催を図る。
- 丹生谷清流座と那賀高校人形浄瑠璃部を軸とする伝統芸能後継者育成のための支援を積極的に行い、さらなる育成のため小・中学校等において人形等にふれる機会を提供する。
- 現存する農村舞台保存会の保存支援を継続して行う。

■文化財の保護と活用

- 文化財の修繕について、個人所有の物は、所有者との協議・検討を行い対応する。

-
- 現存する文化財の保存状態を把握し、文化台帳を整備し適切な管理を行う。
 - 公募等で衣食住に関わる伝統技法を掘り起こし、必要に応じて文化財指定に取り組む。
 - 各文化財に関する案内ボランティア育成講座を開講する。
 - 「那賀町文化財ガイド」(令和6年度作成)を活用し、県内外、国内外に向けたPRを充実する。また、文化財ガイド以外のPR方法を検討する。
-

3-5 生涯学習施設の機能強化

現状 と 課題

令和7年度現在、公民館は第1種が10施設、第2種が10施設あります。体育施設は、体育館、プール、グラウンド、テニスコート、柔剣道場、艇庫が設置されています。公民館、社会体育施設の多くは、設置から半世紀近くが経過しており、施設の維持修繕や備品の更新が年々増加しています。グラウンドについては、部活動やスポーツ少年団、体育協会等が使用しているところ以外は、整備が行き届いていません。こうした現状を鑑み、施設の統廃合を視野に入れながら、計画的に改修を行うことが必要です。

老朽化に伴い解体された鷺敷体育館に替わる施設として、令和6年4月、那賀町総合体育館の運用を開始しました。こちらは鷺敷図書室を併設しており、スポーツ施設にとどまらず、指定避難所としても機能する複合的な建物となっています。

施設の運用については、予約の利便性向上に努めるなど、利用しやすい運営方法の構築が求められます。

方向性

学習やスポーツを通じた仲間づくり、生涯学習の成果をまちづくり活動に生かすためには、地域住民の活動の中心である生涯学習施設の活性化が重要です。ニーズに応じた施設の改修・改築を行い、安心・安全で快適に利用できる環境の整備を推進します。また、公共施設の予約システムを適切に管理・運営し、公平性・利便性の維持・向上に努めます。

主な 事業

■公民館、体育施設の改修・改築

- 耐震診断未実施のスポーツ施設については、施設の統廃合等、必要性を十分に検討し、必要と認められた施設については耐震診断を実施するとともに改修を行う。
- 老朽化による施設の維持修繕については、適宜修繕を行い、大規模改修となる施設は利用実績や地域性を勘案し、計画的かつ効率的に行う。
- 体育施設(体育館等)の耐震診断について財政当局と相談し改修、新設を実施する。

■維持管理の適正化

- 施設の統廃合を含む各施設の管理の在り方、管理費用の見直しについて協議する。

■利用しやすい運営方法の構築

- 利用についての管理を徹底し、二重予約等のトラブルが発生しないよう、予約、受付業務を改善する。予約状況の見える化を図る。
- 広報やホームページを利用し、使用手続きや料金について一般利用者に周知する。

第5章 推進体制

1. 全町による施策の推進

那賀町教育委員会を中心に、行政内の関連部署と緊密に連携し、本計画の着実な推進を図ります。

国・県をはじめ、庁外を含む関係機関と積極的な連携を図り、最新の知見を生かし、より質の高い教育行政に努めます。

2. 評価の実施・計画の見直し

毎年度、本計画の進捗状況、施策の効果・成果・課題を検証し、事業の充実や見直しについての協議を行い、本計画の効果的な進行に努めます。

推進計画(前期計画)が完了する令和7年度に前期5年間の総合的な評価と新たな課題を検証し、推進計画(後期計画)を策定します。

3. 学校・家庭・地域の協力と連携

家庭、地域、関係する組織や団体がそれぞれの役割を果たしながら、相互の協力と連携によって施策・事業を推進します。

そのためにも本計画の進捗状況、教育委員会の方針、学校の運営状況等、教育行政に関する情報を積極的に提供し、学校・家庭・地域との情報の共有化を図ります。

資料編

1. 那賀町教育委員会告示(2.5) 要綱公布

那賀町教育委員会告示 第8号

那賀町教育振興計画策定委員会設置要綱をここに公布する。

令和2年5月29日

那賀町教育委員会教育長 岡 川 雅 裕

那賀町教育委員会告示第1号

那賀町教育振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく、那賀町教育振興計画を策定するため、那賀町教育振興計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 教育振興計画案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるほか、計画策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係団体の代表者およびその他教育長が必要と認めるもの。

(任期)

第5条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第6条 策定委員会に委員長および副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、那賀町教育委員会事務局において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関して必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

3 この要綱は、策定委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。

2. 那賀町(第2次)教育振興計画(後期計画)策定委員会 策定経過

年 月 日	内 容
令和7年9月19日	第1回 策定委員会(諮問、アンケート調査票の検討)
令和7年12月4日 ～12月18日	住民・保護者アンケート調査の実施
令和8年1月16日	第2回 策定委員会(調査結果報告、骨子案の検討)
令和8年2月17日	第3回 策定委員会(素案の検討)
令和8年2月24日 ～3月24日	パブリックコメントの実施

3. 那賀町(第2次)教育振興計画(後期計画)策定委員会 委員名簿

順不同・敬称略

所属等	氏 名	職名等
学 識 経 験 者	藤 井 伊 佐 子	鳴門教育大学 特命教授
議 会	令和7年10月31日まで 田 村 信 幸	総務文教常任委員会 委員長
	令和7年11月1日から 亀 井 伸 幸	
議 会	西 村 文 孝	総務文教常任委員会 副委員長
学 校 長	西 川 栄 展	小学校校長会会長(相生小学校長)
学 校 長	松 浦 和 也	木頭学園学校長
学 校 長	龍 田 雅 和	中学校校長会会長(鷺敷中学校長)
学 校 長	大 栗 直 子	那賀高等学校長
退 職 者 校 長 会	山 崎 正	那賀郡退職者校長会 代表
民 生 児 童 委 員	山 原 鐵 雄	民生児童委員連絡協議会 会長
体 育 協 会	金 元 善 広	体育協会 会長
人権教育推進協議会	生 杉 孝 晴	人権教育推進協議会 会長
婦 人 会	前 田 純 子	婦人会 会長
保 護 者	徳 永 泰 弘	PTA連合会 会長(相生中学校会長)
町 長 部 局	登 健 司	すこやか子育て課長
教 育 長	高 岡 勇 人	那賀町教育委員会教育長

徳島県 那賀町

那賀町第2次教育振興計画(後期計画)

発行年月： 令和8年3月

発 行： 徳島県 那賀町

編 集： 那賀町教育委員会

住 所： 〒771-5295

徳島県那賀郡那賀町和食郷字南川 104 番地 1

電 話： 0884-62-1121

F A X： 0885-62-1195
